

横浜市建築基準条例及び同解説 新旧対照表（令和7年12月版）

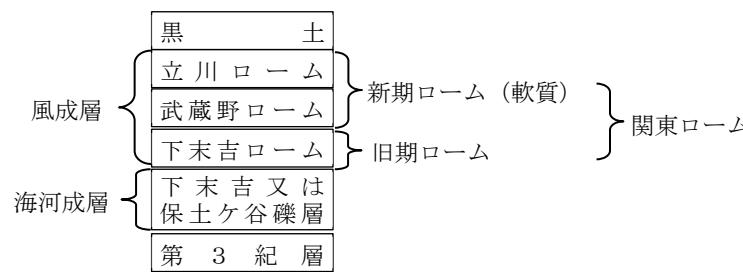
※下線部分が改正部分

※赤字部分が改正部分

旧	新																														
表紙	表紙																														
<h2>横浜市建築基準条例及び同解説</h2> <p style="text-align: center;">(令和7年4月版)</p>	<h2>横浜市建築基準条例及び同解説</h2> <p style="text-align: center;">(令和7年12月版)</p>																														
第3条	第3条																														
<p>【崖】</p> <p>第3条 高さ3メートルを超える崖（一体性を有する1個の傾斜地で、その主要部分の勾配が30度を超えるものをいう。以下この条において同じ。）の下端からの水平距離が、崖の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合においては、崖の形状若しくは土質又は建築物の規模、構造、配置若しくは用途に応じて、安全上支障がない位置に、規則で定める規模及び構造を有する擁壁又は防土堤を設けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、当該部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 崖の全部又は一部が次のいずれかに該当し、崖崩れのおそれがない状態にあるとき。</p> <p>ア 土質が次の表の(あ)欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ、勾配が同表(い)欄の角度以下のもの</p> <p>イ 土質が次の表の(あ)欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ、勾配が同表(い)欄の角度を超えて同表(う)欄の角度以下のもので、その部分の垂直距離の合計が5メートル以内のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(あ) 土質</th><th style="text-align: center;">(い) 勾配</th><th style="text-align: center;">(う) 勾配</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩（風化の著しいものを除く。）</td><td style="text-align: center;">70度</td><td style="text-align: center;">80度</td></tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td><td style="text-align: center;">50度</td><td style="text-align: center;">60度</td></tr> <tr> <td>砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td><td style="text-align: center;">45度</td><td style="text-align: center;">55度</td></tr> <tr> <td>軟質関東ロームその他これに類するもの</td><td style="text-align: center;">35度</td><td style="text-align: center;">45度</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 崖の全部又は一部が盛土である場合で、その部分の高さが1メートル以下、その部分の斜面の勾配が45度以下であり、かつ、その部分の斜面を芝又はこれに類するもので覆ったとき。</p> <p>(3) 崖の上に建築物を建築する場合において、その建築物の基礎の応力が崖に影響を及ぼさないとき、又は崖の下に建築物を建築する場合において、その建築物の主要構造部で、崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分を鉄筋コンクリート造としたとき。</p> <p>(4) 崖の下端からの水平距離が20メートル以上のところに建築物を建築する場合において、崖崩れによる被害を受けるおそれのないとき。</p> <p>(5) 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安全が確かめられたとき。</p> <p>(6) 崖の下に建築物を建築する場合で、その崖の全部が次のいずれかの工事により整備されているとき。</p> <p>ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第12条第1項又は第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第12条に規定する対策工事等（土砂災害防止法第18条第1項の規定により当該対策工事等</p>	(あ) 土質	(い) 勾配	(う) 勾配	軟岩（風化の著しいものを除く。）	70度	80度	風化の著しい岩	50度	60度	砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	45度	55度	軟質関東ロームその他これに類するもの	35度	45度	<p>【崖】</p> <p>第3条 高さ3メートルを超える崖（一体性を有する1個の傾斜地で、その主要部分の勾配が30度を超えるものをいう。以下この条において同じ。）の下端からの水平距離が、崖の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合においては、崖の形状若しくは土質又は建築物の規模、構造、配置若しくは用途に応じて、安全上支障がない位置に、規則で定める規模及び構造を有する擁壁又は防土堤を設けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、当該部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 崖の全部又は一部が次のいずれかに該当し、崖崩れのおそれがない状態にあるとき。</p> <p>ア 土質が次の表の(あ)欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ、勾配が同表(い)欄の角度以下のもの</p> <p>イ 土質が次の表の(あ)欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ、勾配が同表(い)欄の角度を超えて同表(う)欄の角度以下のもので、その部分の垂直距離の合計が5メートル以内のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(あ) 土質</th><th style="text-align: center;">(い) 勾配</th><th style="text-align: center;">(う) 勾配</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩（風化の著しいものを除く。）</td><td style="text-align: center;">70度</td><td style="text-align: center;">80度</td></tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td><td style="text-align: center;">50度</td><td style="text-align: center;">60度</td></tr> <tr> <td>砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td><td style="text-align: center;">45度</td><td style="text-align: center;">55度</td></tr> <tr> <td>軟質関東ロームその他これに類するもの</td><td style="text-align: center;">35度</td><td style="text-align: center;">45度</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 崖の全部又は一部が盛土である場合で、その部分の高さが1メートル以下、その部分の斜面の勾配が45度以下であり、かつ、その部分の斜面を芝又はこれに類するもので覆ったとき。</p> <p>(3) 崖の上に建築物を建築する場合において、その建築物の基礎の応力が崖に影響を及ぼさないとき、又は崖の下に建築物を建築する場合において、その建築物の主要構造部で、崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分を鉄筋コンクリート造としたとき。</p> <p>(4) 崖の下端からの水平距離が20メートル以上のところに建築物を建築する場合において、崖崩れによる被害を受けるおそれのないとき。</p> <p>(5) 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安全が確かめられたとき。</p> <p>(6) 崖の下に建築物を建築する場合で、その崖の全部が次のいずれかの工事により整備されているとき。</p> <p>ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第12条第1項又は第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第12条に規定する対策工事等（土砂災害防止法第18条第1項の規定により当該対策工事等</p>	(あ) 土質	(い) 勾配	(う) 勾配	軟岩（風化の著しいものを除く。）	70度	80度	風化の著しい岩	50度	60度	砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	45度	55度	軟質関東ロームその他これに類するもの	35度	45度
(あ) 土質	(い) 勾配	(う) 勾配																													
軟岩（風化の著しいものを除く。）	70度	80度																													
風化の著しい岩	50度	60度																													
砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	45度	55度																													
軟質関東ロームその他これに類するもの	35度	45度																													
(あ) 土質	(い) 勾配	(う) 勾配																													
軟岩（風化の著しいものを除く。）	70度	80度																													
風化の著しい岩	50度	60度																													
砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	45度	55度																													
軟質関東ロームその他これに類するもの	35度	45度																													

旧	新
<p>の全てを完了した旨の届出を行った者が同条第2項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。) その他これに類する土砂災害の防止に関する工事</p> <p>(7) 崖の下に建築物を建築する場合において、その建築物が居室を有しないとき。</p> <p>2 高さ3メートルを超える崖の上に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合においては、雨水及び汚水の排水が、崖の斜面を流下し、又は擁壁の裏側若しくは崖に浸透しないように、排水施設を設ける等適切な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(昭 40 条例 53 ・ 平 22 条例 5 ・ 平 30 条例 18 ・ 一部改正)</p>	<p>の全てを完了した旨の届出を行った者が同条第2項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。) その他これに類する土砂災害の防止に関する工事</p> <p>(7) 崖の下に建築物を建築する場合において、その建築物が居室を有しないとき。</p> <p>2 高さ3メートルを超える崖の上に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合においては、雨水及び汚水の排水が、崖の斜面を流下し、又は擁壁の裏側若しくは崖に浸透しないように、排水施設を設ける等適切な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(昭 40 条例 53 ・ 平 22 条例 5 ・ 平 30 条例 18 ・ 一部改正)</p>
<p>【擁壁又は防土堤の規模及び構造】</p> <p>細則第18条 条例第3条第1項の規定による規則で定める擁壁又は防土堤の規模及び構造は、擁壁にあっては第1号に、防土堤にあっては第2号に定めるところによる。ただし、周囲の地形、土質及び当該擁壁又は防土堤の規模等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 拥壁については、法及び政令で定めるところによるほか、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項第2号及び第9条から第12条まで並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定を準用する。</p> <p>(2) 防土堤の構造は鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とし、その高さは2メートル以上とする。</p>	<p>【擁壁又は防土堤の規模及び構造】</p> <p>細則第18条 条例第3条第1項の規定による規則で定める擁壁又は防土堤の規模及び構造は、擁壁にあっては第1号に、防土堤にあっては第2号に定めるところによる。ただし、周囲の地形、土質及び当該擁壁又は防土堤の規模等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 拥壁については、法及び政令で定めるところによるほか、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項第2号及び第9条から第12条まで並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定を準用する。</p> <p>(2) 防土堤の構造は鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とし、その高さは2メートル以上とする。</p>
<p>横浜市域の60%が丘陵地といわれています。横浜開港以来丘陵地に市街地が形成されてきたため、崖の上や下に建築物が建築されたり敷地が造成されてきました。これに加えて、関東ローム層という土質は水を含むと崩壊しやすいため、台風襲来時や、梅雨時には、崖崩れによる被害で建築物及び宅地が崩壊したり、又尊い市民の生命までも犠牲になることもあります。このため、昭和29年に崖に関する規定が新設されました。</p> <p>昭和33年に神奈川県江の島に上陸した台風22号（狩野川台風）は、関東地方に記録やぶりの豪雨をもたらし、多数の崖崩れを起して大きな被害を残しました。これを契機として崖崩れによる被害から市民の生命と財産を守るため、昭和33年に崖に関する規制強化の条例の改正がなされました。</p>	<p>横浜市域の60%が丘陵地といわれています。横浜開港以来丘陵地に市街地が形成されてきたため、崖の上や下に建築物が建築されたり敷地が造成されてきました。これに加えて、関東ローム層という土質は水を含むと崩壊しやすいため、台風襲来時や、梅雨時には、崖崩れによる被害で建築物及び宅地が崩壊したり、又尊い市民の生命までも犠牲になることもあります。このため、昭和29年に崖に関する規定が新設されました。</p> <p>昭和33年に神奈川県江の島に上陸した台風22号（狩野川台風）は、関東地方に記録やぶりの豪雨をもたらし、多数の崖崩れを起して大きな被害を残しました。これを契機として崖崩れによる被害から市民の生命と財産を守るため、昭和33年に崖に関する規制強化の条例の改正がなされました。</p>

表 1 横浜市の中心部丘陵の代表的地質の層序

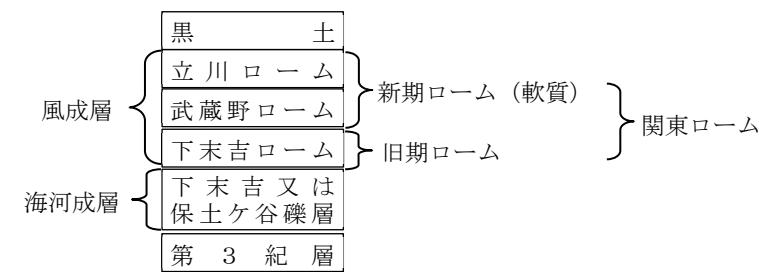


（昭和35年2月横浜市がけ調査報告書（概要）より）

● 第1項

図1の範囲内に建築し、又は建築物の敷地を造成する場合には、崖の形状、土質、建築物の規模、構造、配置、用途に応じて安全上支障がない位置に、法令及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）。以下この章において「盛土規制法施行令」という。）第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの技術基準に適合する擁壁並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下この章において「旧宅地造成等規制法施行令」という。）第6

表 1 横浜市の中心部丘陵の代表的地質の層序



（昭和35年2月横浜市がけ調査報告書（概要）より）

● 第1項

図1の範囲内に建築し、又は建築物の敷地を造成する場合には、崖の形状、土質、建築物の規模、構造、配置、用途に応じて安全上支障がない位置に、法令及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）。以下この章において「盛土規制法施行令」という。）第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの技術基準に適合する擁壁並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下この章において「旧宅地造成等規制法施行令」という。）第6

旧

条第1項第2号及び第7条から第10条までの技術基準に適合する擁壁若しくは高さ2メートル以上の防土堤を設けなければならぬこととしています。

本条の適用を受ける崖は、その角度(θ)が30度を超えてかつその高さ(H)が3メートルを超えるものであり、自然崖であるか否かは問いません。

なお、高さ2メートルを超える擁壁は、法第88条第1項の規定により建築主事等又は指定確認検査機関の確認を受ける必要があります（宅地造成等工事規制区域内で宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この章において「盛土規制法」という。）の許可を受けた擁壁を除きます。）。

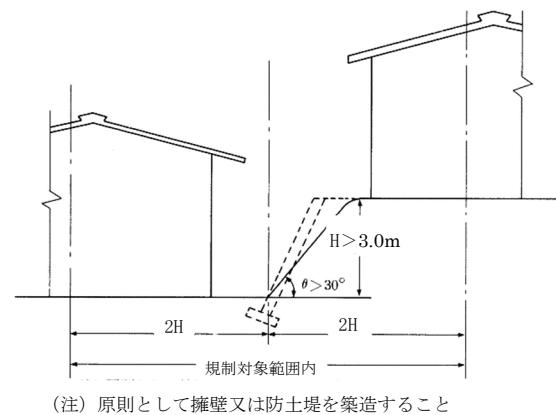


図 1 規制対象範囲

(注) 原則として擁壁又は防土堤を築造すること

新

条第1項第2号及び第7条から第10条までの技術基準に適合する擁壁若しくは高さ2メートル以上の防土堤を設けなければならぬこととしています。

本条の適用を受ける崖は、その角度(θ)が30度を超えてかつその高さ(H)が3メートルを超えるものであり、自然崖であるか否かは問いません。（図1、図2）

また、崖の高さ(H)は、図2のとおり、崖の角度が30度を超える部分の最も高い位置で算定します。

なお、細則第18条ただし書きに規定する「安全上支障がない場合」とは、擁壁などの構造根拠となる法令や基準等、管理状況、構造計算書などにより安全性が確認できる場合です。

高さ2メートルを超える擁壁は、法第88条第1項の規定により建築主事等又は指定確認検査機関の確認を受ける必要があります（宅地造成等工事規制区域内で宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この章において「盛土規制法」という。）の許可を受けた擁壁を除きます。）。

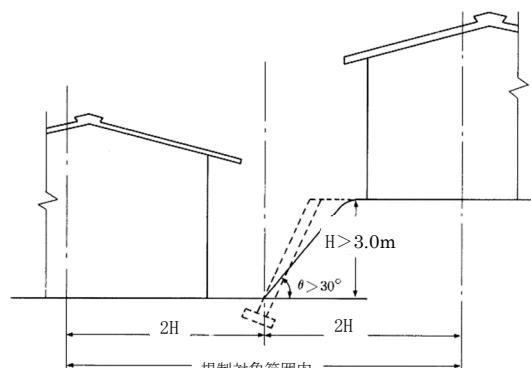


図 1 規制対象範囲

(注) 原則として擁壁又は防土堤を築造すること

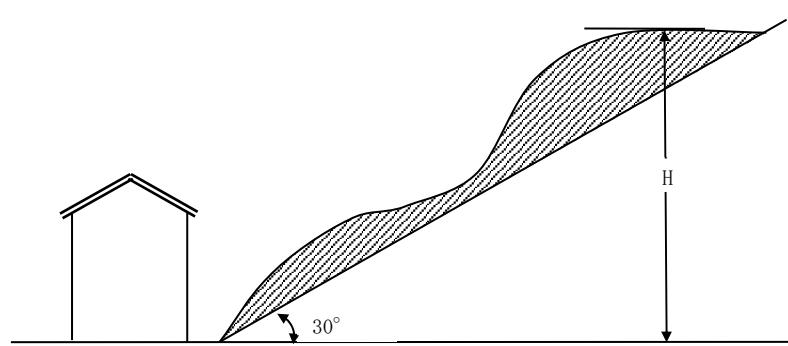


図 2 崖の高さ(H)の算定方法

なお、次の各号の一に該当する場合は、第1項本文の規定は適用されません。

- 第1号（崖崩れのおそれがない状態にある場合）

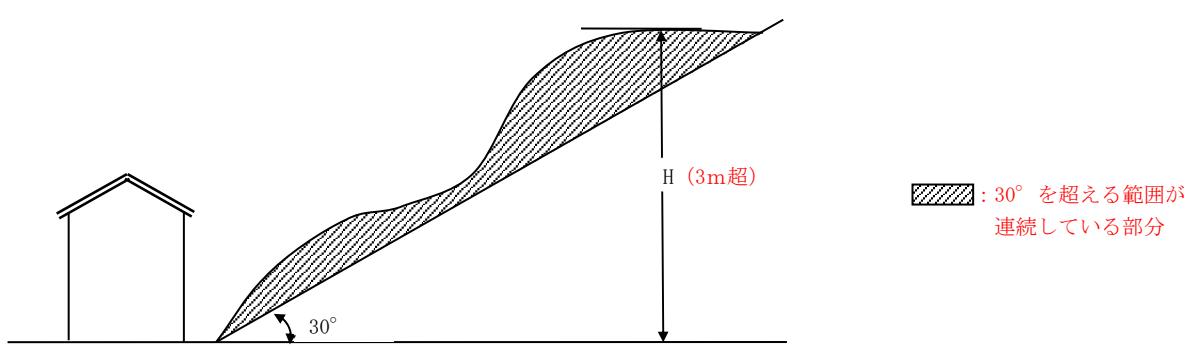


図 2 崖（一体性を有する1個の傾斜地）の高さ(H)の算定方法

■ : 30° を超える範囲が連続している部分

次の各号の一に該当する場合は、第1項本文の規定は適用されません。

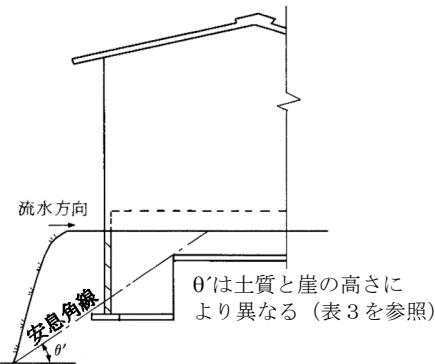
- 第1号（崖崩れのおそれがない状態にある場合）

旧	新																																		
<p>図 3 崖の土質が同一の場合 (硬質関東ローム)</p>	<p>図 3 崎の土質が同一の場合 (硬質関東ローム)</p>																																		
<p>図 4 崎の土質が異なる場合</p>	<p>図 4 崎の土質が異なる場合</p>																																		
<p style="text-align: center;">表 2 崎の勾配の上限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">(あ) 土質</th> <th>高さに制限がない</th> <th>垂直距離の合計 5 m 以内</th> </tr> <tr> <th>(い) 勾配</th> <th>(う) 勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩(風化の著しいものを除く。)</td> <td>70°</td> <td>80°</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td> <td>50°</td> <td>60°</td> </tr> <tr> <td>砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td> <td>45°</td> <td>55°</td> </tr> <tr> <td>軟質関東ロームその他これに類するもの</td> <td>35°</td> <td>45°</td> </tr> </tbody> </table>	(あ) 土質	高さに制限がない	垂直距離の合計 5 m 以内	(い) 勾配	(う) 勾配	軟岩(風化の著しいものを除く。)	70°	80°	風化の著しい岩	50°	60°	砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	45°	55°	軟質関東ロームその他これに類するもの	35°	45°	<p style="text-align: center;">表 2 崎の勾配の上限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">(あ) 土質</th> <th>高さに制限がない</th> <th>垂直距離の合計 5 m 以内</th> </tr> <tr> <th>(い) 勾配</th> <th>(う) 勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟岩(風化の著しいものを除く。)</td> <td>70°</td> <td>80°</td> </tr> <tr> <td>風化の著しい岩</td> <td>50°</td> <td>60°</td> </tr> <tr> <td>砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの</td> <td>45°</td> <td>55°</td> </tr> <tr> <td>軟質関東ロームその他これに類するもの</td> <td>35°</td> <td>45°</td> </tr> </tbody> </table>	(あ) 土質	高さに制限がない	垂直距離の合計 5 m 以内	(い) 勾配	(う) 勾配	軟岩(風化の著しいものを除く。)	70°	80°	風化の著しい岩	50°	60°	砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	45°	55°	軟質関東ロームその他これに類するもの	35°	45°
(あ) 土質		高さに制限がない	垂直距離の合計 5 m 以内																																
	(い) 勾配	(う) 勾配																																	
軟岩(風化の著しいものを除く。)	70°	80°																																	
風化の著しい岩	50°	60°																																	
砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	45°	55°																																	
軟質関東ロームその他これに類するもの	35°	45°																																	
(あ) 土質	高さに制限がない	垂直距離の合計 5 m 以内																																	
	(い) 勾配	(う) 勾配																																	
軟岩(風化の著しいものを除く。)	70°	80°																																	
風化の著しい岩	50°	60°																																	
砂利、真砂土、硬質関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	45°	55°																																	
軟質関東ロームその他これに類するもの	35°	45°																																	
<p>○ 第2号（崖の全部又は一部が盛土の場合）</p> <p>崖の一部が盛土である場合、図5に示すとおり、盛土の部分は高さを1メートル以下・勾配を45度以下とし、芝等で覆う必要があります。また既存崖の部分は、第1項第1号ア又はイのいずれかを満たす必要があります。</p> <p>図 5 崎の全部又は一部が盛土の場合</p>	<p>○ 第2号（崖の全部又は一部が盛土の場合）</p> <p>崖の一部が盛土である場合、図5に示すとおり、盛土の部分は高さを1メートル以下・勾配を45度以下とし、芝等で覆う必要があります。また既存崖の部分は、第1項第1号ア又はイのいずれかを満たす必要があります。</p> <p>図 5 崎の全部又は一部が盛土の場合</p>																																		
<p>○ 第3号（崖上又は崖下に建築する場合）</p> <p>ア 崖上の場合</p>	<p>○ 第3号（崖上又は崖下に建築する場合）</p> <p>ア 崖上の場合</p>																																		

旧

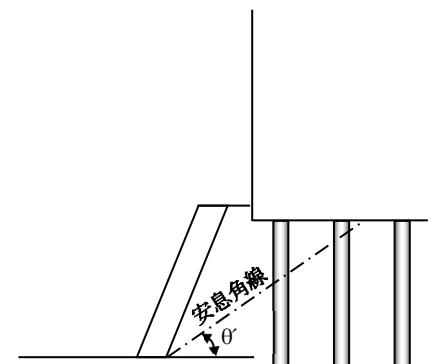
擁壁を築造することが原則ですが、そうでない場合は図6、図7のとおり、崖側の建築物の基礎の根入れを安息角線より深くするとともに、基礎の応力が崖に影響を及ぼさないようにしなければなりません。

なお、基礎の根入れの構造やくい基礎等による検討の詳細は、横浜市がけ関係小規模建築物技術指針一がけ上編ーが参考になります。



(注) 建築物基礎の根入れ深さは、工事の施工の容易さを考慮してきめること

図 6 直接基礎の場合



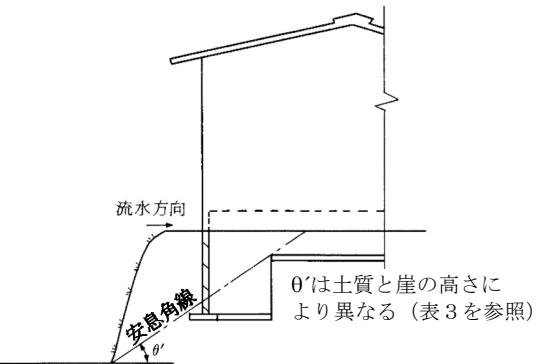
(注) くい先端を安息角以深で支持力が確保できる位置まで打ち込むこと

図 7 杠基礎の場合

新

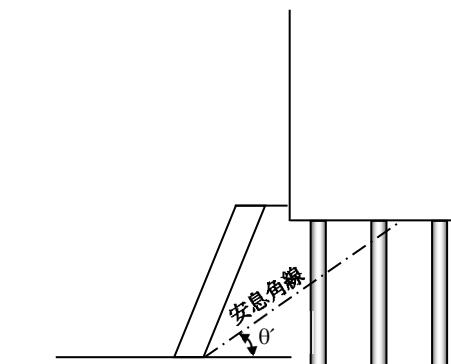
擁壁を築造することが原則ですが、そうでない場合は図6、図7のとおり、崖側の建築物の基礎の根入れを安息角線より深くするとともに、基礎の応力が崖に影響を及ぼさないようにしなければなりません。

なお、基礎の根入れの構造やくい基礎等による検討の詳細は、横浜市がけ関係小規模建築物技術指針一がけ上編ーが参考になります。



(注) 建築物基礎の根入れ深さは、工事の施工の容易さを考慮してきめること

図 6 直接基礎の場合



(注) くい先端を安息角以深で支持力が確保できる位置まで打ち込むこと

図 7 杠基礎の場合

表 3 土質と崖の高さによる安息角(θ')(盛土規制法による基準)

土 質	崖の高さが 5 m を超える場合	崖の高さが 5 m 以下の場合
軟岩(風化の著しいものを除く)	60° 以下	80° 以下
風化の著しい岩	40° 以下	50° 以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35° 以下	45° 以下

盛土はすべて 30° 以下

イ 崖下の場合

主要構造部で「崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分」について、図8、図9のとおり、基礎の立ち上げなどをする必要があります。

また、基礎の立上げの高さは原則として3メートルを限度とし、その高さが3メートルを超える場合は、建築物を鉄筋コンクリート造等の堅固なもので造る必要があります。なお、基礎立上げ部分等には、原則として開口部を設けることができません。

表 3 土質と崖の高さによる安息角(θ')(盛土規制法による基準)

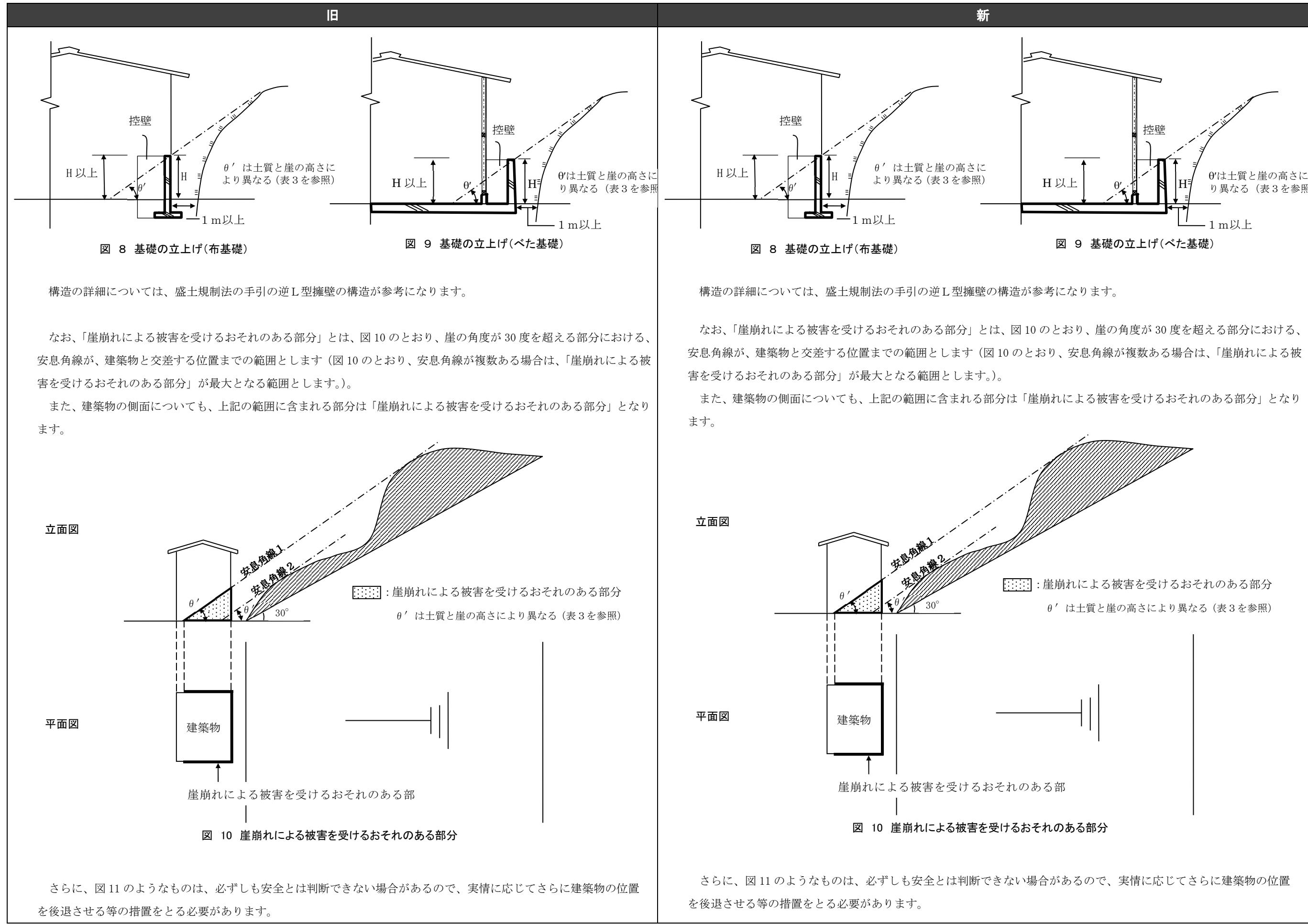
土 質	崖の高さが 5 m を超える場合	崖の高さが 5 m 以下の場合
軟岩(風化の著しいものを除く)	60° 以下	80° 以下
風化の著しい岩	40° 以下	50° 以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35° 以下	45° 以下

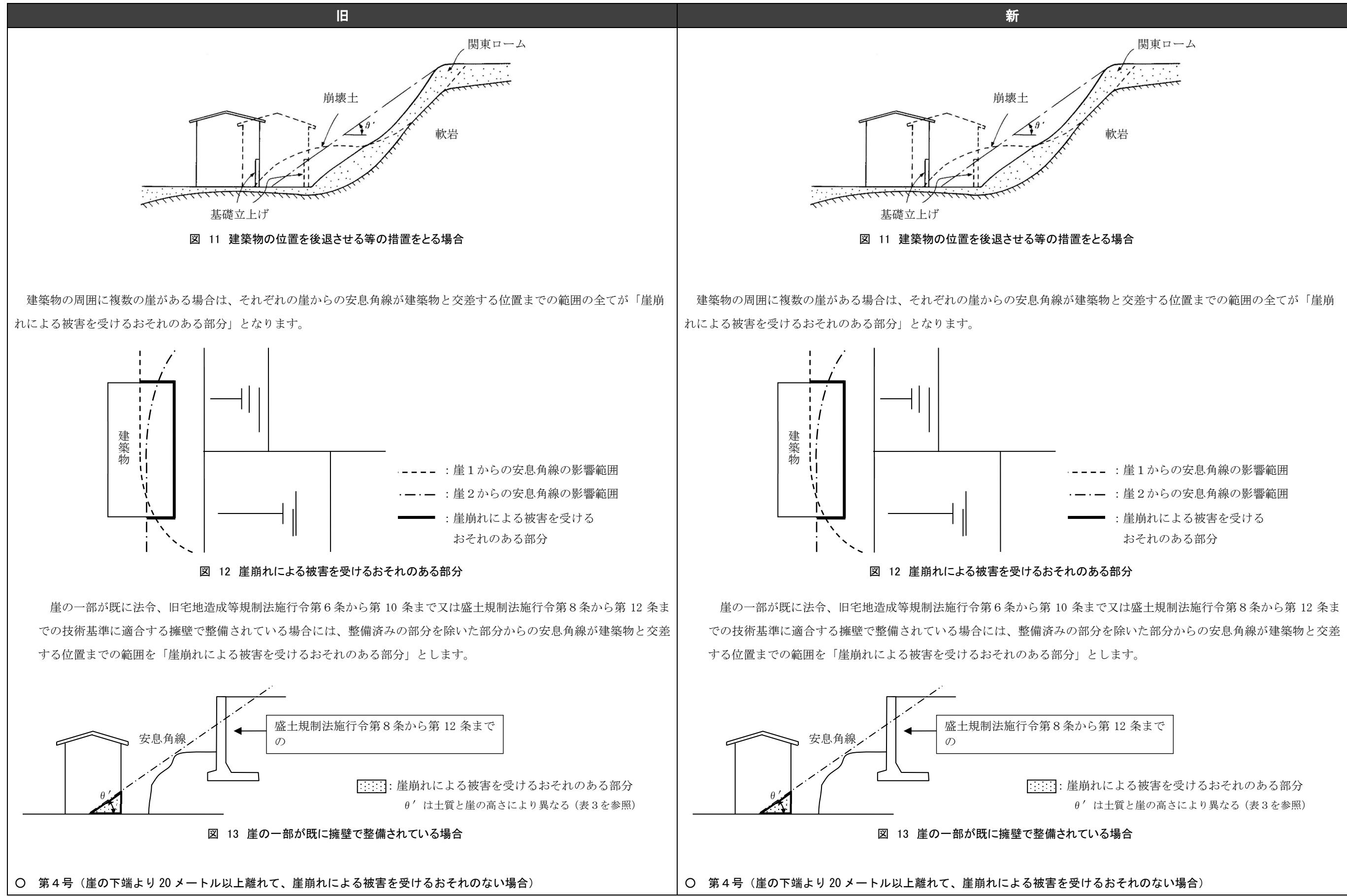
盛土はすべて 30° 以下

イ 崖下の場合

主要構造部で「崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分」について、図8、図9のとおり、基礎の立ち上げなどをする必要があります。

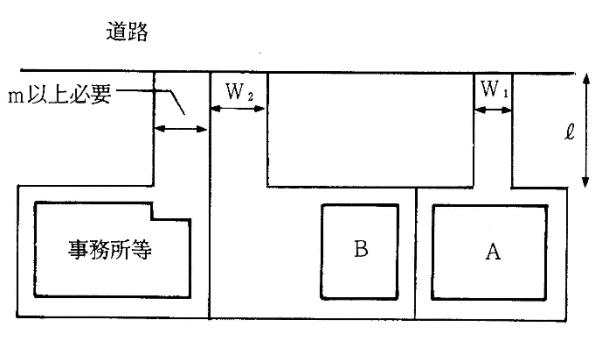
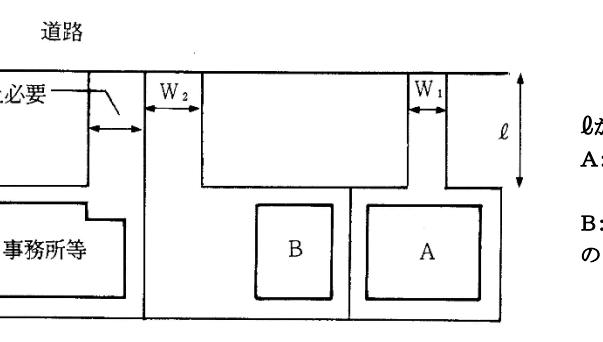
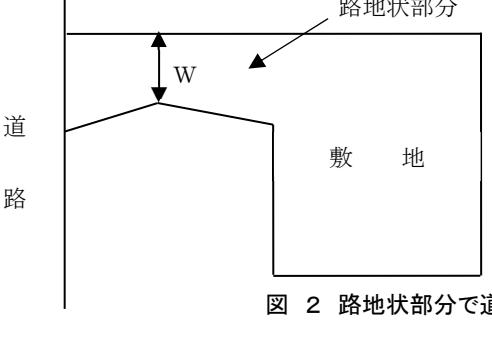
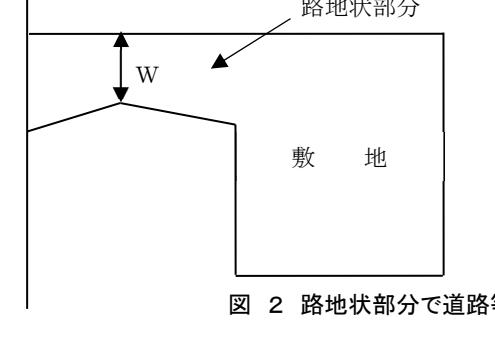
また、基礎の立上げの高さは原則として3メートルを限度とし、その高さが3メートルを超える場合は、建築物を鉄筋コンクリート造等の堅固なもので造る必要があります。なお、基礎立上げ部分等には、原則として開口部を設けることができません。





旧	新
図 14 崖崩れによる被害を受けるおそれのない場合	図 14 崖崩れによる被害を受けるおそれのない場合
<p>○ 第5号（土質試験等に基づき、地盤の斜面安定計算で崖の安全が確かめられた場合） 地盤の斜面地の安定計算を行う場合は、横浜市斜面建築物技術指針が参考になります。</p> <p>○ 第6号 崖下の建築物に対し、「崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分」を生じさせることとなる崖の全部について、以下のア又はイのいずれかの工事により整備されている必要があります。なお、当該工事により整備された場合でも、崖上の建築物に関しては該当しません。</p> <p>ア 急傾斜法による工事 急傾斜地法第12条第1項又は第13条に規定する急傾斜地崩壊防止工事（以下「急傾斜地崩壊防止工事」といいます。）</p>	<p>○ 第5号（土質試験等に基づき、地盤の斜面安定計算で崖の安全が確かめられた場合） 地盤の斜面地の安定計算を行う場合は、横浜市斜面建築物技術指針が参考になります。</p> <p>○ 第6号 崖下の建築物に対し、「崖崩れによる被害を受けるおそれのある部分」を生じさせることとなる崖の全部について、以下のア又はイのいずれかの工事により整備されている必要があります。なお、当該工事により整備された場合でも、崖上の建築物に関しては該当しません。</p> <p>ア 急傾斜法による工事 急傾斜地法第12条第1項又は第13条に規定する急傾斜地崩壊防止工事（以下「急傾斜地崩壊防止工事」といいます。）</p>
<p>参考：急傾斜地法抜粋 （都道府県の実施する急傾斜地崩壊防止工事）</p> <p>第12条 都道府県は、急傾斜地崩壊防止工事のうち、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事以外の工事で、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施工することが困難又は不適当と認められるものを施行するものとする。</p> <p>（都道府県以外の者の実施する工事）</p> <p>第13条 国又は地方公共団体以外の者が急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 国又は地方公共団体は、急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>イ 土砂災害防止法による工事 土砂災害防止法による工事により整備されたものは、以下のものとなります。</p> <p>① 土砂災害防止法第10条第1項に規定する許可を受けた場合 土砂災害防止法第12条に規定する対策工事等（以下「対策工事等」といいます。）で、土砂災害防止法第18条第2項の規定により検査済証の交付を受けたもの</p> <p>② 土砂災害防止法第10条第1項に規定する許可を受けていない場合 土砂災害の防止に関する工事で、神奈川県より土砂災害特別警戒区域の指定解除がなされたもの</p> <p>参考：土砂災害防止法抜粋 （許可の基準）</p> <p>第12条 都道府県知事は、第10条第1項の許可の申請があったときは、前条第1項第3号及び第4号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。</p>	<p>参考：急傾斜地法抜粋 （都道府県の実施する急傾斜地崩壊防止工事）</p> <p>第12条 都道府県は、急傾斜地崩壊防止工事のうち、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事以外の工事で、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施工することが困難又は不適当と認められるものを施行するものとする。</p> <p>（都道府県以外の者の実施する工事）</p> <p>第13条 国又は地方公共団体以外の者が急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 国又は地方公共団体は、急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>イ 土砂災害防止法による工事 土砂災害防止法による工事により整備されたものは、以下のものとなります。</p> <p>① 土砂災害防止法第10条第1項に規定する許可を受けた場合 土砂災害防止法第12条に規定する対策工事等（以下「対策工事等」といいます。）で、土砂災害防止法第18条第2項の規定により検査済証の交付を受けたもの</p> <p>② 土砂災害防止法第10条第1項に規定する許可を受けていない場合 土砂災害の防止に関する工事で、神奈川県より土砂災害特別警戒区域の指定解除がなされたもの</p> <p>参考：土砂災害防止法抜粋 （許可の基準）</p> <p>第12条 都道府県知事は、第10条第1項の許可の申請があったときは、前条第1項第3号及び第4号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。</p>

旧	新
(工事完了の検査等)	(工事完了の検査等)
第18条	第18条
2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が第12条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。	2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が第12条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。
○ 第7号（居室を有しない建築物を崖下に建築する場合）	○ 第7号（居室を有しない建築物を崖下に建築する場合）
崖の下に建築物を建築する場合において、「その建築物が居室を有しないとき」とは、建築物の全てが駐車場や倉庫などの建築物のことで、建築物の一部に居室を有する場合は該当しません。	崖の下に建築物を建築する場合において、「その建築物が居室を有しないとき」とは、建築物の全てが駐車場や倉庫などの建築物のことで、建築物の一部に居室を有する場合は該当しません。
● 第2項	● 第2項
崖上に建築物を建築し、又は敷地を造成する場合には、崖崩れを誘発しないよう雨水、汚水の排水が崖面を流下したり、擁壁の裏側又は崖に浸透しないように排水施設を設ける必要があります。	崖上に建築物を建築し、又は敷地を造成する場合には、崖崩れを誘発しないよう雨水、汚水の排水が崖面を流下したり、擁壁の裏側又は崖に浸透しないように排水施設を設ける必要があります。
第4条の2	第4条の2
<p>【階数が3以上である建築物及び大規模な建築物の敷地と道路との関係】</p> <p>第4条の2 地階を除く階数が3以上である建築物（一戸建ての住宅を除く。）の敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。</p> <p>2 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計をいう。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、幅員6メートル以上の道路（法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この項において同じ。）に1箇所で6メートル以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口（建築物の主要な出入口に通じるもの）をいう。以下この条、第5条第1項、第24条第1項及び第2項、第29条第1項及び第2項、第47条の2第5号（幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校又は児童福祉施設等（令第115条の3第1号の児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物の敷地の主要な出入口に限る。）、第52条第1項から第3項まで並びに第53条第1項において同じ。）を設けたものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合において、第1号にあっては同号に規定する道路に敷地が接する部分に主要な出入口を設け、第2号又は第3号にあってはこれらに規定する道路に敷地が接する部分に出入口（一の道路にあっては、主要な出入口）を設けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 幅員4メートル以上の道路に1箇所で敷地の外周の7分の1以上が接し、かつ、その接する部分に沿って、当該道路の反対側の境界線からの水平距離が6.5メートル以上となる幅員を有する公共の用に供する空地を敷地内に設け、避難及び通行の安全に寄与する整備を行ったとき。</p> <p>(2) それぞれの幅員が4メートル以上の2以上の道路に、それぞれ1箇所で2メートル以上、かつ、連続して敷地の外周の7分の1以上が接する場合において、その接する部分に沿って、それぞれの道路の反対側の境界線からの水平距離が6.5メートル以上となる幅員を有する公共の用に供する空地を敷地内に設け、避難及び通行の安全に寄与する整備を行ったとき。</p> <p>(3) それぞれの幅員が4メートル以上で、その和が9メートル以上の2以上の道路に、それぞれ1箇所で2メートル</p>	<p>【階数が3以上である建築物及び大規模な建築物の敷地と道路との関係】</p> <p>第4条の2 地階を除く階数が3以上である建築物（一戸建ての住宅を除く。）の敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。</p> <p>2 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計をいう。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、幅員6メートル以上の道路（法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この項において同じ。）に1箇所で6メートル以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口（建築物の主要な出入口に通じるもの）をいう。以下この条、第5条第1項、第24条第1項及び第2項、第29条第1項及び第2項、第47条の2第5号（幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校又は児童福祉施設等（令第115条の3第1号の児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物の敷地の主要な出入口に限る。）、第52条第1項から第3項まで並びに第53条第1項において同じ。）を設けたものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合において、第1号にあっては同号に規定する道路に敷地が接する部分に主要な出入口を設け、第2号又は第3号にあってはこれらに規定する道路に敷地が接する部分に出入口（一の道路にあっては、主要な出入口）を設けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 幅員4メートル以上の道路に1箇所で敷地の外周の7分の1以上が接し、かつ、その接する部分に沿って、当該道路の反対側の境界線からの水平距離が6.5メートル以上となる幅員を有する公共の用に供する空地を敷地内に設け、避難及び通行の安全に寄与する整備を行ったとき。</p> <p>(2) それぞれの幅員が4メートル以上の2以上の道路に、それぞれ1箇所で2メートル以上、かつ、連続して敷地の外周の7分の1以上が接する場合において、その接する部分に沿って、それぞれの道路の反対側の境界線からの水平距離が6.5メートル以上となる幅員を有する公共の用に供する空地を敷地内に設け、避難及び通行の安全に寄与する整備を行ったとき。</p> <p>(3) それぞれの幅員が4メートル以上で、その和が9メートル以上の2以上の道路に、それぞれ1箇所で2メートル</p>

旧	新
<p>ル以上、かつ、合計して敷地の外周の10分の3以上が接するとき。</p> <p>3 前2項の規定は、その建築物の用途が特殊な場合その他の場合で、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。</p> <p>(昭40条例53・全改、昭47条例11・旧第4条線下・一部改正、昭和57条例47・平3条例71・平5条例43・平8条例8・平10条例57・平22条例5・平27条例40・平28条例4・平28条例71・令元条例11・令6条例46一部改正)</p>	<p>ル以上、かつ、合計して敷地の外周の10分の3以上が接するとき。</p> <p>3 前2項の規定は、その建築物の用途が特殊な場合その他の場合で、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。</p> <p>(昭40条例53・全改、昭47条例11・旧第4条線下・一部改正、昭和57条例47・平3条例71・平5条例43・平8条例8・平10条例57・平22条例5・平27条例40・平28条例4・平28条例71・令元条例11・令6条例46一部改正)</p>
本条例において、児童福祉施設等は令第115条の3第1号で定義されるものをいい、幼保連携型認定こども園を含みます。	本条例において、児童福祉施設等は令第115条の3第1号で定義されるものをいい、幼保連携型認定こども園を含みます。
<p>● 第1項</p> <p>地階を除く階数が3以上の建築物の敷地についての接道義務であり、避難及び通行の安全を確保するために、一戸建ての住宅（令第130条の3で定める兼用住宅を含みますが、長屋は該当しません。）の場合を除き、敷地の道路に接する長さを4メートル以上と定めています（図1）。令第126条の6及び令第126条の7の規定により、「非常用の進入口」又は代替の「開口部」が直接道路に面しない場合には、一戸建ての住宅の敷地についても4メートル以上の接道の長さが必要となります。</p> <p>また、敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、図2のとおり、当該路地状部分の最小幅員をいいます。</p>  <p>図1 地階を除く階数3以上である建築物の敷地と道路との関係</p>	<p>● 第1項</p> <p>地階を除く階数が3以上の建築物の敷地についての接道義務であり、避難及び通行の安全を確保するために、一戸建ての住宅（令第130条の3で定める兼用住宅を含みますが、長屋は該当しません。）の場合を除き、敷地の道路に接する長さを4メートル以上と定めています（図1）。令第126条の6及び令第126条の7の規定により、「非常用の進入口」又は代替の「開口部」が直接道路に面しない場合には、一戸建ての住宅の敷地についても4メートル以上の接道の長さが必要となります。</p> <p>また、敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、図2のとおり、当該路地状部分の最小幅員をいいます。</p>  <p>図1 地階を除く階数3以上である建築物の敷地と道路との関係</p>
 <p>図2 路地状部分で道路等に接する場合</p>	 <p>図2 路地状部分で道路等に接する場合</p>
<p>● 第2項</p> <p>大規模な建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さ及び出入口の位置等について定めています。</p> <p>大規模な建築物は、多数の人が利用するため、対面交通可能な幅員を有する道路に接することが必要であり、また、火災等災害時の避難及び消防活動が容易に行える接道要件が必要であることから、「幅員6メートル以上の道路に1箇所で6メート</p>	<p>● 第2項</p> <p>大規模な建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さ及び出入口の位置等について定めています。</p> <p>大規模な建築物は、多数の人が利用するため、対面交通可能な幅員を有する道路に接することが必要であり、また、火災等災害時の避難及び消防活動が容易に行える接道要件が必要であることから、「幅員6メートル以上の道路に1箇所で6メート</p>

旧

ル以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設ける」とこととしたものです。

また、敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、図2のとおり、当該路地状部分の最小幅員Wをいいます。

「1箇所」で道路に接する長さとは、「1の道路」で接する長さをいいます。

また、前面道路が交差し、又は折れ曲がる場合において、前面道路の中心線の敷地側から見た角度が120度を超える場合にあっては、その道路は「1の道路」として取り扱うものとします。

従って、図3の場合は、2の道路となるので、「1箇所」とは、a又はbのどちらかとなり、図4の場合は、cとなります。

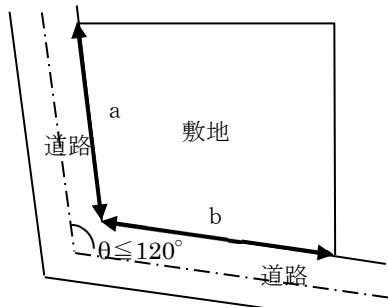


図 3 2の道路の場合

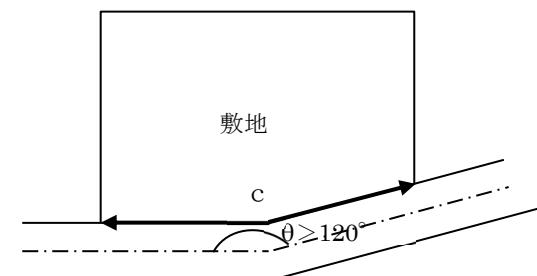


図 4 1の道路の場合

第2項では、敷地が接する道路の種類を限定しています。したがって、次のいずれかに該当する道路に接する敷地には延べ床面積の合計が、1,000平方メートルを超える建築物は建築できることとなります（図5）。

- (1) 2項道路又は3項道路（法第42条第2項又は第3項の規定により指定された道路）
- (2) 2項道路又は3項道路のみに接続して設けられた都市計画法等による道路（法第42条第1項第2号に該当する道路）
- (3) 2項道路又は3項道路のみに接続して設けられた位置指定道路（法第42条第1項第5号に該当する道路）
- (4) (2)又は(3)に該当する道路のみに接続して設けられた都市計画法等による道路又は位置指定道路

(1)	(3) (4) (4)		
	位置指定道路	都市計画法等による道路	位置指定道路
2項道路		開発面積 500 m ² 以上 1000 m ² 未満	

法第42条第1項道路

図 5 2項道路のみに接続して設けられた位置指定道路並びにこれのみに接続して設けられた都市計画法等による道路及び位置指定道路

新

ル以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設ける」とこととしたものです。

また、敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、図2のとおり、当該路地状部分の最小幅員Wをいいます。

「1箇所」で道路に接する長さとは、「1の道路」で接する長さをいいます。

また、前面道路が交差し、又は折れ曲がる場合において、前面道路の中心線の敷地側から見た角度が120度を超える場合にあっては、その道路は「1の道路」として取り扱うものとします。

従って、図3の場合は、2の道路となるので、「1箇所」とは、a又はbのどちらかとなり、図4の場合は、cとなります。

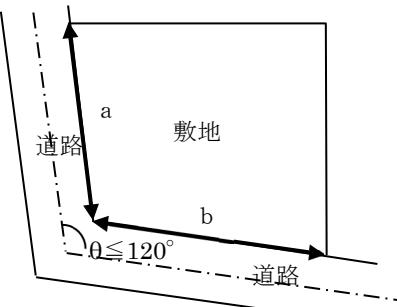


図 3 2の道路の場合

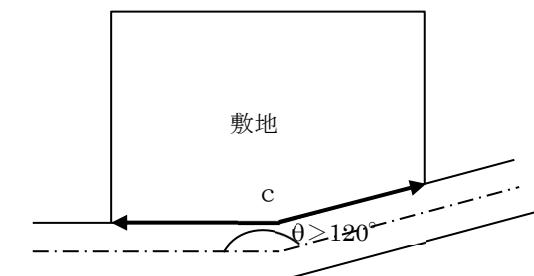


図 4 1の道路の場合

第2項では、敷地が接する道路の種類を限定しています。したがって、次のいずれかに該当する道路に接する敷地には延べ面積の合計が、1,000平方メートルを超える建築物は建築できることとなります（図5）。

- (1) 2項道路又は3項道路（法第42条第2項又は第3項の規定により指定された道路）
- (2) 2項道路又は3項道路のみに接続して設けられた都市計画法等による道路（法第42条第1項第2号に該当する道路）
- (3) 2項道路又は3項道路のみに接続して設けられた位置指定道路（法第42条第1項第5号に該当する道路）
- (4) (2)又は(3)に該当する道路のみに接続して設けられた都市計画法等による道路又は位置指定道路

(1)	(3) (4) (4)		
	位置指定道路	都市計画法等による道路	位置指定道路
2項道路		開発面積 500 m ² 以上 1000 m ² 未満	

法第42条第1項道路

図 5 2項道路のみに接続して設けられた位置指定道路並びにこれのみに接続して設けられた都市計画法等による道路及び位置指定道路

なお、「主要な出入口」とは、建築物の利用者、居住者が日常出入りする出入口が対象となります。

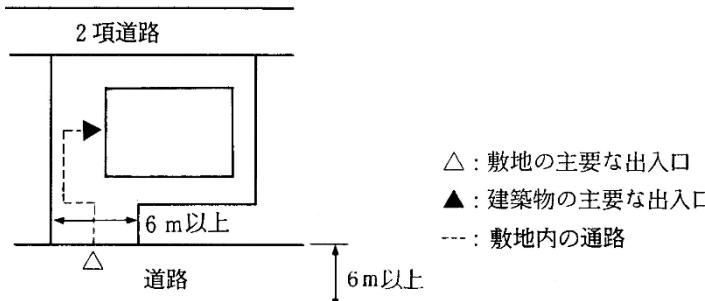
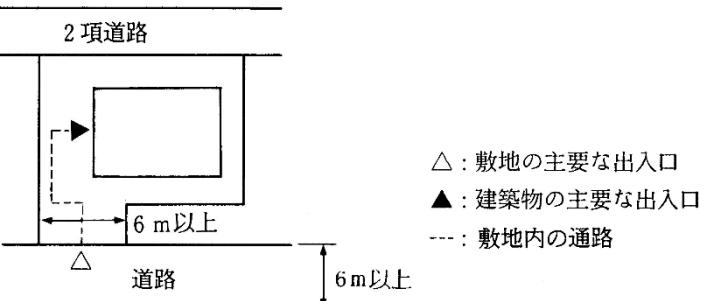
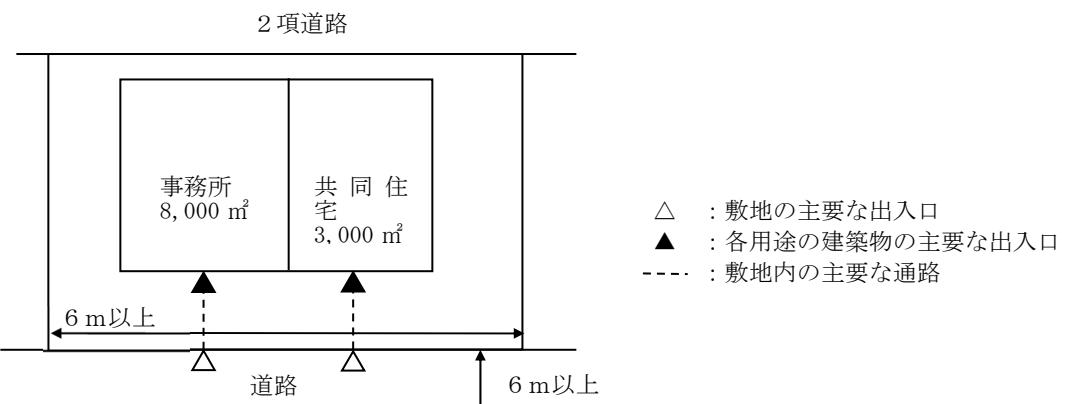
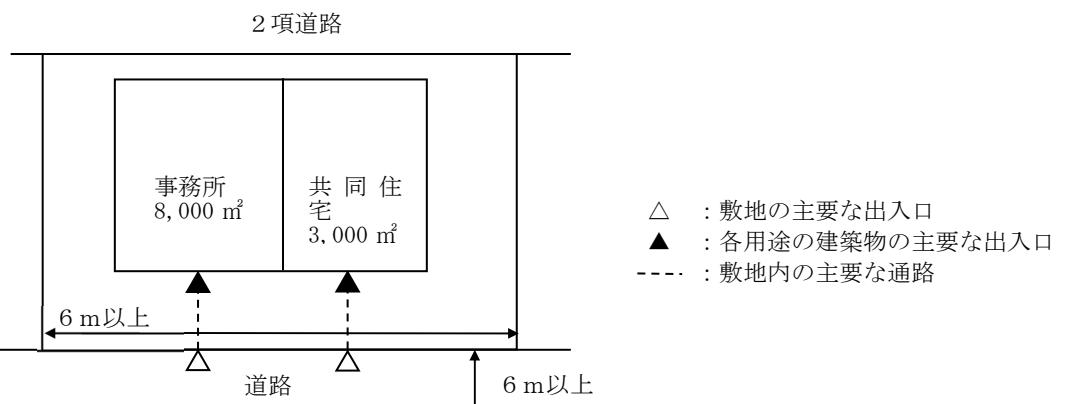
また、敷地の「主要な出入口」とは、図6のとおり、建築物の主要な出入口（複数ある場合においては、そのうちの1以上）から、敷地内の通路によりその出入口まで接続されるものをいいます。

この敷地の主要な出入口と建築物の主要な出入口を接続する通路は、敷地内の主要な通路となることから、敷地内の通路の中で法令で求められる最大の幅員が必要となります。

なお、「主要な出入口」とは、建築物の利用者、居住者が日常出入りする出入口が対象となります。

また、敷地の「主要な出入口」とは、図6のとおり、建築物の主要な出入口（複数ある場合においては、そのうちの1以上）から、敷地内の通路によりその出入口まで接続されるものをいいます。

この敷地の主要な出入口と建築物の主要な出入口を接続する通路は、敷地内の主要な通路となることから、敷地内の通路の中で法令で求められる最大の幅員が必要となります。

旧	新
 <p>図 6 敷地の「主要な出入口」</p>	 <p>図 6 敷地の「主要な出入口」</p>
<p>建築物の主要な出入口については、その建築物の用途により判断する必要がありますが、原則として、避難及び通行の安全を有効に確保できる出入口をいい、建築物の各部から、階段、廊下など通常の歩行経路により接続する出入口（玄関等）がこれに該当します。単なる避難用の出口で通常時の出入りには利用できないものや、昇降機のみでしか連絡しない出入口など単独で避難及び通行の安全を有効に確保できない場合は、不足する機能を補完する別の出入口をあわせて設け、それぞれが本条の基準を満たす必要があります。</p> <p>また、図 6-2 のとおり、それぞれが本条の対象となる規模の複合建築物であって、建物内で相互に行き来ができない場合は、それに主要な出入口を設け敷地の主要な出入口まで接続する必要があります。なお、ここでいう「相互に行き来ができる場合」とは、原則として、通常の歩行経路で行き来ができる必要があります。日常的に使用されない管理通路のみで接続される場合は、「相互に行き来できない場合」に該当します。</p>	<p>建築物の主要な出入口については、その建築物の用途により判断する必要がありますが、原則として、避難及び通行の安全を有効に確保できる出入口をいい、建築物の各部から、階段、廊下など通常の歩行経路により接続する出入口（玄関等）がこれに該当します。単なる避難用の出口で通常時の出入りには利用できないものや、昇降機のみでしか連絡しない出入口など単独で避難及び通行の安全を有効に確保できない場合は、不足する機能を補完する別の出入口をあわせて設け、それぞれが本条の基準を満たす必要があります。</p> <p>また、図 6-2 のとおり、それぞれが本条の対象となる規模の複合建築物であって、建物内で相互に行き来ができない場合は、それに主要な出入口を設け敷地の主要な出入口まで接続する必要があります。なお、ここでいう「相互に行き来ができる場合」とは、原則として、通常の歩行経路で行き来ができる必要があります。日常的に使用されない管理通路のみで接続される場合は、「相互に行き来できない場合」に該当します。</p>
 <p>図 6-2 複合用途の建築物の場合</p>	 <p>図 6-2 複合用途の建築物の場合</p>
<p>第2項のただし書では、3つの緩和規定を設けています。</p> <p>○ 第1号、第2号</p> <p>第1号は、幅員4メートル以上の道路に、第2号は、幅員4メートル以上の2以上の道路に、それぞれ連続して敷地の外周の7分の1以上が接する場合の緩和規定であり、図7及び図8のとおり「公共の用に供する空地」を設けることを条件としています。この場合の空地は、敷地面積に算入することは可能ですが、青空の空地とします。</p> <p>また、「避難及び通行の安全に寄与する整備」とは、原則として前面道路と同等の道路状に整備することをいいます。</p> <p>なお、第2号の場合、幅員4メートル以上の2以上の道路に、それぞれ1箇所で2メートル以上接していることが必要となります。</p>	<p>第2項のただし書では、3つの緩和規定を設けています。</p> <p>○ 第1号、第2号</p> <p>第1号は、幅員4メートル以上の道路に、第2号は、幅員4メートル以上の2以上の道路に、それぞれ連続して敷地の外周の7分の1以上が接する場合の緩和規定であり、図7及び図8のとおり「公共の用に供する空地」を設けることを条件としています。この場合の空地は、敷地面積に算入することは可能ですが、青空の空地とします。</p> <p>また、「避難及び通行の安全に寄与する整備」とは、原則として前面道路と同等の道路状に整備することをいいます。</p> <p>なお、第2号の場合、幅員4メートル以上の2以上の道路に、それぞれ1箇所で2メートル以上接していることが必要となります。</p>

旧

また、この規定は、奥行きの長さが間口の2.5倍以内であるような長方形の敷地を想定した規定であり、少なくとも「敷地の外周の7分の1」の長さは連続して道路に接する敷地でなければなりません。なお、道路に接する長さが「敷地の外周の7分の1」を超える場合には、接する部分の全てが道路状に整備する対象となるので注意が必要です。

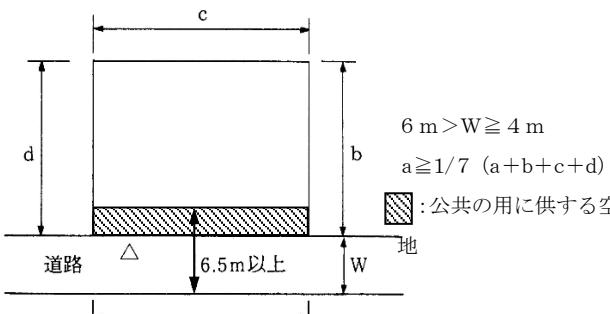


図 7 第1号の場合

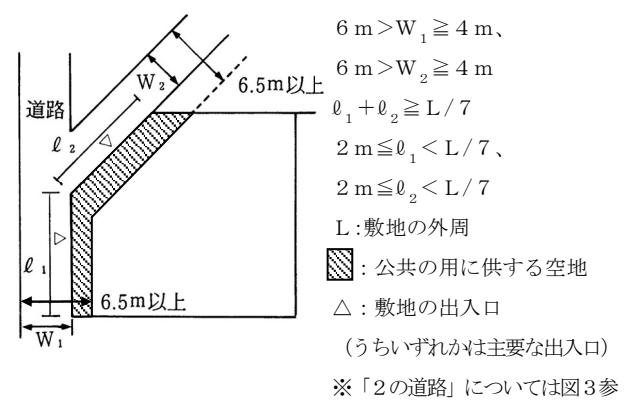


図 8 第2号の場合

新

また、この規定は、奥行きの長さが間口の2.5倍以内であるような長方形の敷地を想定した規定であり、少なくとも「敷地の外周の7分の1」の長さは連続して道路に接する敷地でなければなりません。なお、道路に接する長さが「敷地の外周の7分の1」を超える場合には、接する部分の全てが道路状に整備する対象となるので注意が必要です。

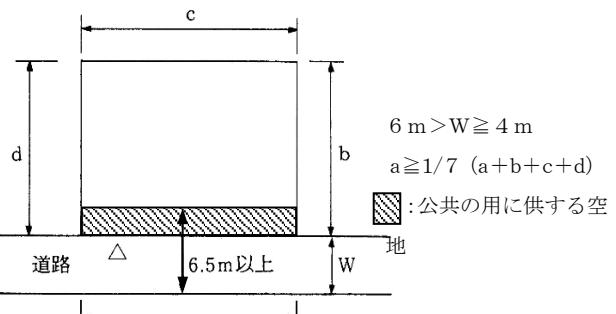


図 7 第1号の場合

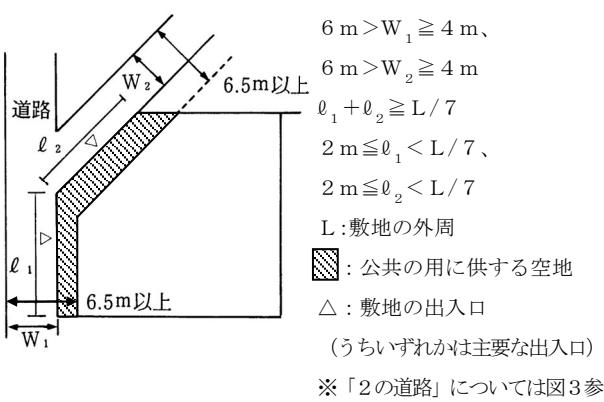


図 8 第2号の場合

○ 第3号

第3号は、敷地が「2以上の道路」に、建物の出口から2以上の避難経路を確保できる場合の緩和規定であり、2以上の方向への避難を確保するために、図9のとおり、次の(1)～(3)を満たすことが要件となります。

- (1) それぞれの道路の幅員が4メートル以上
- (2) その幅員の和が9メートル以上
- (3) これらの道路に敷地の外周の10分の3以上が接すること

これらの敷地が道路に接する部分については、前各号に定めるような公共の用に供する空地の整備の条件はありません。

なお、第2号と同様に、幅員4メートル以上の2以上の道路に、それぞれ、1箇所で2メートル以上接していることが必要となります。

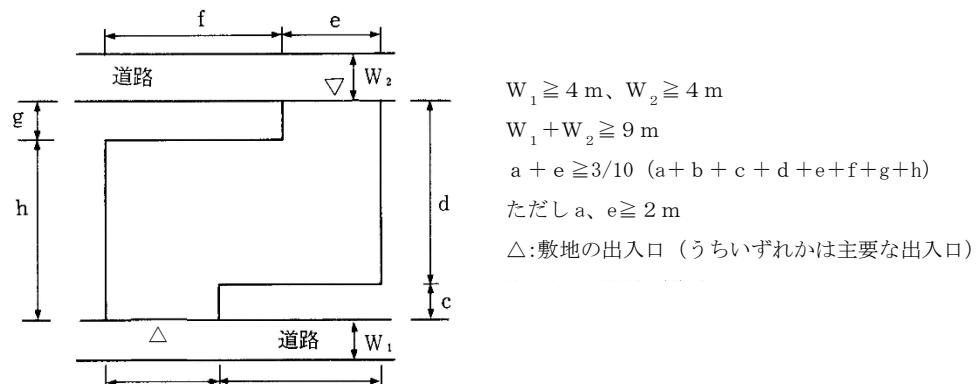


図 9 第3号の場合

○ 第3号

第3号は、敷地が「2以上の道路」に、建物の出口から2以上の避難経路を確保できる場合の緩和規定であり、2以上の方向への避難を確保するために、図9のとおり、次の(1)～(3)を満たすことが要件となります。

- (1) それぞれの道路の幅員が4メートル以上
- (2) その幅員の和が9メートル以上
- (3) これらの道路に敷地の外周の10分の3以上が接すること

これらの敷地が道路に接する部分については、前各号に定めるような公共の用に供する空地の整備の条件はありません。

なお、第2号と同様に、幅員4メートル以上の2以上の道路に、それぞれ、1箇所で2メートル以上接していることが必要となります。

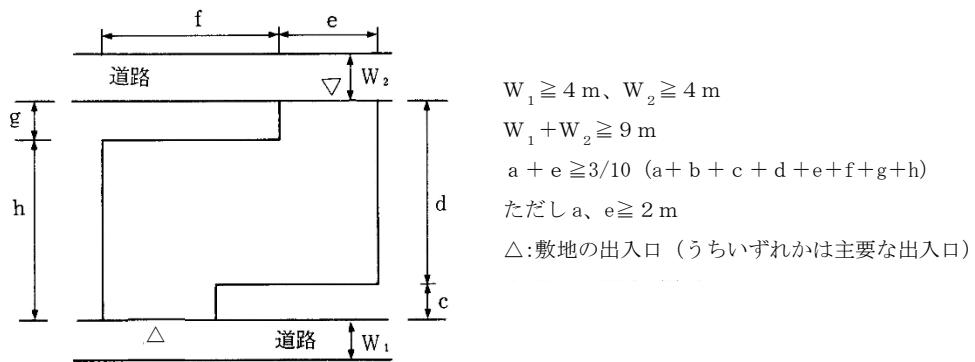


図 9 第3号の場合

● 第3項

市長の許可にかかる緩和規定です。

● 第3項

市長の許可にかかる緩和規定です。

旧	新																																
第5条	第5条																																
<p>【敷地と道路との関係】</p> <p>第5条 学校（幼保連携型認定こども園を除く。第9条において同じ。）、体育館、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。第7条及び第8条を除き、以下同じ。）、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等（以下この条及び次条第1項において「学校等」という。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物のその用途に供する部分の床面積の合計の和をいう。以下この条及び第7条において同じ。）が100平方メートルを超えるものの敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、1箇所で次の表に掲げる長さで道路（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物の敷地にあっては、法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この項において同じ。）に接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校等の用途に供する部分の床面積の合計</th><th style="text-align: center;">道路に接する長さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100 平方メートルを超える200 平方メートル以下のもの</td><td style="text-align: center;">4 メートル以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">200 平方メートルを超える500 平方メートル以下のもの</td><td style="text-align: center;">5 メートル以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">500 平方メートルを超えるもの</td><td style="text-align: center;">6 メートル以上</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項の敷地が互いに近接しない2以上の位置において道路、公園、広場その他避難上安全な空地（以下この章において「道路等」という。）にそれぞれ1メートル以上接し、その接する長さ（敷地が路地状部分によって道路等に接する場合には、当該路地状部分の幅員をいう。以下この条において同じ。）の合計が、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる数値であり、かつ、その敷地が接する道路等の間を結ぶ幅員2メートル以上（敷地が幅員2メートル未満の路地状部分によって道路等に接する場合においては、当該路地状部分については、その幅員）の敷地内の通路を設けた場合には、同項の規定は、適用しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校等の用途に供する部分の床面積の合計</th><th style="text-align: center;">道路等に接する長さの合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100 平方メートルを超える200 平方メートル以下のもの</td><td style="text-align: center;">3 メートル以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">200 平方メートルを超える500 平方メートル以下のもの</td><td style="text-align: center;">4 メートル以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">500 平方メートルを超える1,000 平方メートル以下のもの</td><td style="text-align: center;">5 メートル以上</td></tr> </tbody> </table> <p>3 前項の敷地が長さ15メートルを超える路地状部分によって道路に接する場合で、当該路地状部分のみによって道路に接するとき、又は当該路地状部分によって道路に接する長さが当該敷地の道路に接する長さのうち最大であるときにおいては、当該敷地の道路等に接する長さの合計は、同項の規定にかかわらず、その用途に供する部分の床面積の合計及び当該路地状部分の長さに応じて、次の表によるものとする。</p>	学校等の用途に供する部分の床面積の合計	道路に接する長さ	100 平方メートルを超える200 平方メートル以下のもの	4 メートル以上	200 平方メートルを超える500 平方メートル以下のもの	5 メートル以上	500 平方メートルを超えるもの	6 メートル以上	学校等の用途に供する部分の床面積の合計	道路等に接する長さの合計	100 平方メートルを超える200 平方メートル以下のもの	3 メートル以上	200 平方メートルを超える500 平方メートル以下のもの	4 メートル以上	500 平方メートルを超える1,000 平方メートル以下のもの	5 メートル以上	<p>【敷地と道路との関係】</p> <p>第5条 学校（幼保連携型認定こども園を除く。第9条において同じ。）、体育館、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。第7条及び第8条を除き、以下同じ。）、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等（以下この条及び次条第1項において「学校等」という。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物のその用途に供する部分の床面積の合計の和をいう。以下この条及び第7条において同じ。）が100平方メートルを超えるものの敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、1箇所で次の表に掲げる長さで道路（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物の敷地にあっては、法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この項において同じ。）に接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校等の用途に供する部分の床面積の合計</th><th style="text-align: center;">道路に接する長さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100 平方メートルを超える200 平方メートル以下のもの</td><td style="text-align: center;">4 メートル以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">200 平方メートルを超える500 平方メートル以下のもの</td><td style="text-align: center;">5 メートル以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">500 平方メートルを超えるもの</td><td style="text-align: center;">6 メートル以上</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項の敷地が互いに近接しない2以上の位置において道路、公園、広場その他避難上安全な空地（以下この章において「道路等」という。）にそれぞれ1メートル以上接し、その接する長さ（敷地が路地状部分によって道路等に接する場合には、当該路地状部分の幅員をいう。以下この条において同じ。）の合計が、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる数値であり、かつ、その敷地が接する道路等の間を結ぶ幅員2メートル以上（敷地が幅員2メートル未満の路地状部分によって道路等に接する場合においては、当該路地状部分については、その幅員）の敷地内の通路を設けた場合には、同項の規定は、適用しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校等の用途に供する部分の床面積の合計</th><th style="text-align: center;">道路等に接する長さの合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100 平方メートルを超える200 平方メートル以下のもの</td><td style="text-align: center;">3 メートル以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">200 平方メートルを超える500 平方メートル以下のもの</td><td style="text-align: center;">4 メートル以上</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">500 平方メートルを超える1,000 平方メートル以下のもの</td><td style="text-align: center;">5 メートル以上</td></tr> </tbody> </table> <p>3 前項の敷地が長さ15メートルを超える路地状部分によって道路に接する場合で、当該路地状部分のみによって道路に接するとき、又は当該路地状部分によって道路に接する長さが当該敷地の道路に接する長さのうち最大であるときにおいては、当該敷地の道路等に接する長さの合計は、同項の規定にかかわらず、その用途に供する部分の床面積の合計及び当該路地状部分の長さに応じて、次の表によるものとする。</p>	学校等の用途に供する部分の床面積の合計	道路に接する長さ	100 平方メートルを超える200 平方メートル以下のもの	4 メートル以上	200 平方メートルを超える500 平方メートル以下のもの	5 メートル以上	500 平方メートルを超えるもの	6 メートル以上	学校等の用途に供する部分の床面積の合計	道路等に接する長さの合計	100 平方メートルを超える200 平方メートル以下のもの	3 メートル以上	200 平方メートルを超える500 平方メートル以下のもの	4 メートル以上	500 平方メートルを超える1,000 平方メートル以下のもの	5 メートル以上
学校等の用途に供する部分の床面積の合計	道路に接する長さ																																
100 平方メートルを超える200 平方メートル以下のもの	4 メートル以上																																
200 平方メートルを超える500 平方メートル以下のもの	5 メートル以上																																
500 平方メートルを超えるもの	6 メートル以上																																
学校等の用途に供する部分の床面積の合計	道路等に接する長さの合計																																
100 平方メートルを超える200 平方メートル以下のもの	3 メートル以上																																
200 平方メートルを超える500 平方メートル以下のもの	4 メートル以上																																
500 平方メートルを超える1,000 平方メートル以下のもの	5 メートル以上																																
学校等の用途に供する部分の床面積の合計	道路に接する長さ																																
100 平方メートルを超える200 平方メートル以下のもの	4 メートル以上																																
200 平方メートルを超える500 平方メートル以下のもの	5 メートル以上																																
500 平方メートルを超えるもの	6 メートル以上																																
学校等の用途に供する部分の床面積の合計	道路等に接する長さの合計																																
100 平方メートルを超える200 平方メートル以下のもの	3 メートル以上																																
200 平方メートルを超える500 平方メートル以下のもの	4 メートル以上																																
500 平方メートルを超える1,000 平方メートル以下のもの	5 メートル以上																																

旧				新			
	路地状部分の長さ 学校等の用途に供する 部分の床面積の合計	15メートルを超 え25メートル 以下のもの	25メートルを超 えるもの		路地状部分の長さ 学校等の用途に供する 部分の床面積の合計	15メートルを超 え25メートル 以下のもの	25メートルを超 えるもの
	100平方メートルを超えて200平方メートル以下のもの	4メートル以上	5メートル以上		100平方メートルを超えて200平方メートル以下のもの	4メートル以上	5メートル以上
	200平方メートルを超えて500平方メートル以下のもの	5メートル以上	6メートル以上		200平方メートルを超えて500平方メートル以下のもの	5メートル以上	6メートル以上
	500平方メートルを超えて1,000平方メートル以下のもの	6メートル以上	6メートル以上		500平方メートルを超えて1,000平方メートル以下のもの	6メートル以上	6メートル以上

4 前2項に規定する道路等に接する長さの合計を算定する場合において、次のいずれかに該当するものについては、その接する長さの合計が1メートルを超えるものであっても1メートルとみなすものとする。

(1) 敷地（学校等の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の敷地に限る。）が法第42条第1項第2号若しくは第5号に該当する道路（同条第2項又は第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する道路に至るもの除く。）又は同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路に接する部分

(2) 敷地が公園、広場その他避難上安全な空地に接する部分

5 第1項の規定は、市長が周囲の状況等により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。

（昭40条例53・昭47条例11・全改、昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平10条例57・平22条例5・平27条例40・令元条例11・一部改正）

本条では、学校等の用途に供する建築物の敷地が道路に接する部分の長さ及び出入口の位置等について定めています。また、幼保連携型認定こども園は児童福祉施設等に含まれる（第4条の2 P22 参照）ため、本条及び第9条の学校からは除いています。

本条における「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、列記する用途（学校等の用途）が2つ以上併設する建築物の場合は、用途毎に算出した床面積の合計ではなく、列記する全ての用途（学校等の全ての用途）に供する部分の床面積を合計した面積となります（第6条と同様）。また、同一敷地内に複数の建築物がある場合には、敷地内の全ての建築物の「その用途に供する部分の床面積の合計」の和となります。

なお、ここでいう「その用途に供する部分」には、自動車車庫及び駐輪場を含まないものとします（P132参照）。また、複合用途における共用部分は、対象用途の床面積按分により算出される面積を算入するものとします（P132参照）。

例えば、図1のようにA棟（共同住宅と保育所と事務所が併設する建築物）とB棟（共同住宅の附属倉庫）とC棟（共同住宅の附属駐輪場）の計3棟が同一敷地内にある場合、「その用途に供する部分の床面積の合計」は、共同住宅と保育所と共同住宅の附属倉庫を合計した670平方メートルとなります。よって、図1の敷地は、道路に接する長さが6メートル以上必要になります。

4 前2項に規定する道路等に接する長さの合計を算定する場合において、次のいずれかに該当するものについては、その接する長さの合計が1メートルを超えるものであっても1メートルとみなすものとする。

(1) 敷地（学校等の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の敷地に限る。）が法第42条第1項第2号若しくは第5号に該当する道路（同条第2項又は第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する道路に至るもの除く。）又は同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路に接する部分

(2) 敷地が公園、広場その他避難上安全な空地に接する部分

5 第1項の規定は、市長が周囲の状況等により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。

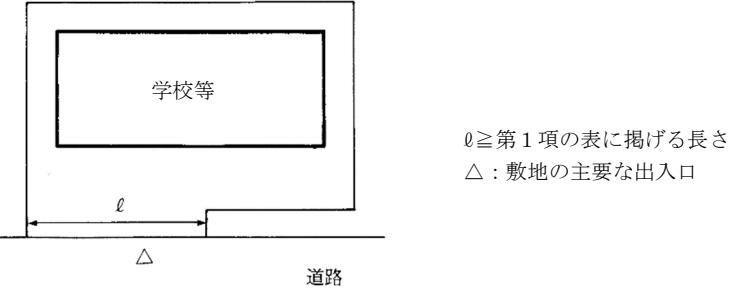
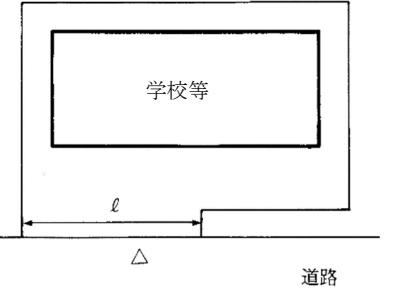
（昭40条例53・昭47条例11・全改、昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平10条例57・平22条例5・平27条例40・令元条例11・一部改正）

本条では、学校等の用途に供する建築物の敷地が道路に接する部分の長さ及び出入口の位置等について定めています。また、幼保連携型認定こども園は児童福祉施設等に含まれる（第4条の2 P22 参照）ため、本条及び第9条の学校からは除いています。

本条における「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、列記する用途（学校等の用途）が2つ以上併設する建築物の場合は、用途毎に算出した床面積の合計ではなく、列記する全ての用途（学校等の全ての用途）に供する部分の床面積を合計した面積となります（第6条と同様）。また、同一敷地内に複数の建築物がある場合には、敷地内の全ての建築物の「その用途に供する部分の床面積の合計」の和となります。

なお、ここでいう「その用途に供する部分」には、自動車車庫及び駐輪場を含まないものとします（P132参照）。また、複合用途における共用部分は、対象用途の床面積按分により算出される面積を算入するものとします（P132参照）。

例えば、図1のようにA棟（共同住宅と保育所と事務所が併設する建築物）とB棟（共同住宅の附属倉庫）とC棟（共同住宅の附属駐輪場）の計3棟が同一敷地内にある場合、「その用途に供する部分の床面積の合計」は、共同住宅と保育所と共同住宅の附属倉庫を合計した670平方メートルとなります。よって、図1の敷地は、道路に接する長さが6メートル以上必要になります。

旧	新
 <p>共同住宅の 附属駐輪場 (20 m²)</p> <p>A棟 共同住宅 (480 m²) 保育所 (180 m²) 事務所 (100 m²)</p> <p>B棟</p> <p>共同住宅の 附属倉庫 (10 m²)</p> <p>合計=480 m²+180 m²+10 m²=670 m²</p> <p>図 1 「学校等の用途に供する部分の床面積の合計」の算定方法</p>	 <p>共同住宅の 附属駐輪場 (20 m²)</p> <p>A棟 共同住宅 (480 m²) 保育所 (180 m²) 事務所 (100 m²)</p> <p>B棟</p> <p>共同住宅の 附属倉庫 (10 m²)</p> <p>合計=480 m²+180 m²+10 m²=670 m²</p> <p>図 1 「学校等の用途に供する部分の床面積の合計」の算定方法</p>
<p>● 第1項</p> <p>学校等の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、敷地が道路に接しなければならない長さを段階的に定めています（図2）。</p>  <p>$l \geq$ 第1項の表に掲げる長さ △ : 敷地の主要な出入口</p> <p>図 2 学校等の場合</p>	<p>● 第1項</p> <p>学校等の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、敷地が道路に接しなければならない長さを段階的に定めています（図2）。</p>  <p>$l \geq$ 第1項の表に掲げる長さ △ : 敷地の主要な出入口</p> <p>図 2 学校等の場合</p>

敷地が路地状部分で道路に接する場合の「接する長さ」とは、当該路地状部分の最小幅員をいいます（P22 参照）。

「1箇所」で道路に接する長さとは、「1の道路」で接する長さをいいます。

また、前面道路が交差し、又は折れ曲がる場合において、前面道路の中心線の敷地側から見た角度が120度を超える場合にあっては、その道路は「1の道路」として取り扱うものとします（P23 参照）。

なお、敷地が接する道路については、第4条の2第2項と同様に、その種類を限定しています（P24 参照）。

ここでいう「主要な出入口」とは、第4条の2第2項と同様です（P24 参照）。

● 第2項

近接しない2以上の位置において道路等に接し、2方向への避難が確保できる敷地についての緩和規定です。次の条件を満たす敷地について適用できます（図3）。なお、敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、当該路地状部分の最小幅員をいいます（P22 参照）。

(1) 道路等に接する長さが、それぞれ1メートル以上であること（法第43条第1項の規定により、このうち1箇所以上は道路に2メートル以上接していることが必要となります。）。

(2) 道路等に接する長さの合計が、学校等の用途に供する部分の床面積の合計に応じてそれぞれ条例の表に示す数値であること。

(3) 道路等の間を幅員2メートル以上（2メートル未満の路地状部分は、その幅員とします。）の敷地内の通路を設けること。

敷地が路地状部分で道路に接する場合の「接する長さ」とは、当該路地状部分の最小幅員をいいます（P22 参照）。

「1箇所」で道路に接する長さとは、「1の道路」で接する長さをいいます。

また、前面道路が交差し、又は折れ曲がる場合において、前面道路の中心線の敷地側から見た角度が120度を超える場合にあっては、その道路は「1の道路」として取り扱うものとします（P23 参照）。

なお、敷地が接する道路については、第4条の2第2項と同様に、その種類を限定しています（P24 参照）。

ここでいう「主要な出入口」とは、第4条の2第2項と同様です（P24 参照）。

● 第2項

近接しない2以上の位置において道路等に接し、2方向への避難が確保できる敷地についての緩和規定です。次の条件を満たす敷地について適用できます（図3）。なお、敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、当該路地状部分の最小幅員をいいます（P22 参照）。

(1) 道路等に接する長さが、それぞれ1メートル以上であること（法第43条第1項の規定により、このうち1箇所以上は道路に2メートル以上接していることが必要となります。）。

(2) 道路等に接する長さの合計が、学校等の用途に供する部分の床面積の合計に応じてそれぞれ条例の表に示す数値であること。

(3) 道路等の間を幅員2メートル以上（2メートル未満の路地状部分は、その幅員とします。）の敷地内の通路を設けること。

旧	新
<p>W₁ ≥ 2 m W₂ ≥ 1 m (2 m未満の路地状部分は、その幅員) W₁ + W₂ ≥ 第2項の表の数値 公園、広場その他避難上安全な空地に接する場合は、W₂ = 1 mとみなしてW₁+W₂を算定します（第4項）。 公園などに接する場合については、避難が確保できるか公園などの管理者等の確認が必要です。</p>	<p>W₁ ≥ 2 m W₂ ≥ 1 m (2 m未満の路地状部分は、その幅員) W₁ + W₂ ≥ 第2項の表の数値 公園、広場その他避難上安全な空地に接する場合は、W₂ = 1 mとみなしてW₁+W₂を算定します（第4項）。 公園などに接する場合については、避難が確保できるか公園などの管理者等の確認が必要です。</p>

図 3 道路等の間を結ぶ幅員2m以上の敷地内の通路

道路等のうち「その他避難上安全な空地」とは、将来においても現況が担保されることが確実な次のようなものが該当します。

- (1) 法第42条に規定する道路に該当しない道で、幅員1.8メートル以上4メートル未満の公道
- (2) 水路を埋立てて造った道で、幅員1.8メートル以上のもの

敷地内の通路については、青空空地を原則とし、敷地内の通路内に階段、スロープ等がある場合には、有効幅員を確保することとしています。

ただし、以下の全てに該当するものについては、青空空地としなくてもよいものとします（図4）。（第6条第2項及び第3項の敷地内の通路も同様の扱いとします。）

- (1) 通路の有効幅員を2メートル以上確保すること
- (2) 通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床及び法第2条第9号の2口に規定する防火設備で区画し、通路の壁及び天井の下地、仕上げを不燃材料とすること
- (3) 通路部分は、外気に十分開放されていること
- (4) 通路の天井高さが2.1メートル以上であること

また、ひさし又は2階以上の屋根（それぞれの出が1メートル以下のものに限ります。）におおわれた部分については青空空地と取り扱います（図5）。

なお、令第128条の敷地内の通路と兼ねる場合は、「建築物の防火避難規定の解説2023」（編集：日本建築行政会議、発行：株式会社ぎょうせい）P99記載の基準を満たす必要があります。

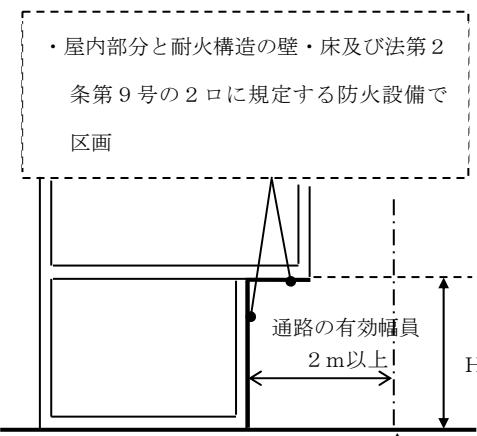


図 4 青空空地としなくてよい条件

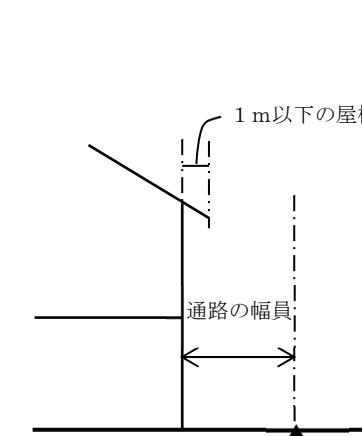


図 5 青空空地と取り扱う場

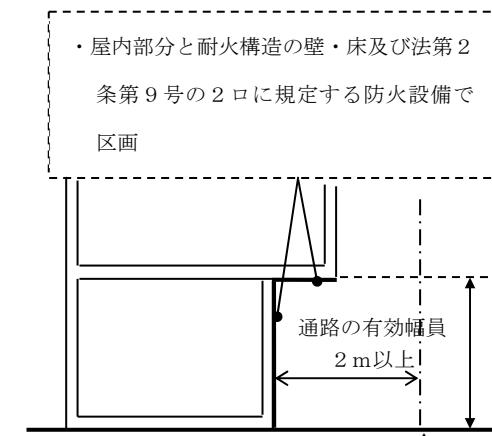


図 4 青空空地としなくてよい条件

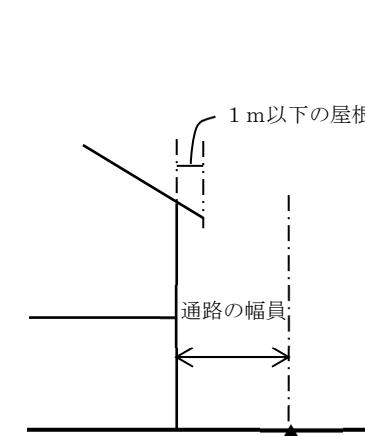


図 5 青空空地と取り扱う場合

旧	新
<p>● 第3項</p> <p>敷地が2箇所以上的位置で道路等に接する場合で、道路に接する路地状部分の長さが15メートルを超えるときの強化規定です。「当該路地状部分のみによって道路に接するとき」とは、図6のような事例であり、「当該路地状部分によって道路に接する長さが当該敷地の道路に接する長さのうち最大であるとき」とは、図7のような事例です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>図 6 路地状部分のみによって道路に接する敷地</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 7 道路に接する長さの比較</p> </div> </div>	<p>● 第3項</p> <p>敷地が2箇所以上的位置で道路等に接する場合で、道路に接する路地状部分の長さが15メートルを超えるときの強化規定です。「当該路地状部分のみによって道路に接するとき」とは、図6のような事例であり、「当該路地状部分によって道路に接する長さが当該敷地の道路に接する長さのうち最大であるとき」とは、図7のような事例です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>図 6 路地状部分のみによって道路に接する敷地</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 7 道路に接する長さの比較</p> </div> </div>
<p>● 第4項</p> <p>第2項及び第3項の規定により「道路等に接する長さの合計を算定する」場合の敷地が特定の道路や公園、広場その他避難上安全な空地に接している部分の長さのみなし規定です。第1号及び第2号に該当する部分については、接する部分の長さの合計が1メートル以上であっても、その長さを1メートルとみなして算定することとしています。</p>	<p>● 第4項</p> <p>第2項及び第3項の規定により「道路等に接する長さの合計を算定する」場合の敷地が特定の道路や公園、広場その他避難上安全な空地に接している部分の長さのみなし規定です。第1号及び第2号に該当する部分については、接する部分の長さの合計が1メートル以上であっても、その長さを1メートルとみなして算定することとしています。</p>
<p>○ 第1号</p> <p>学校等の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の敷地において、次のいずれかに該当する道路に接する場合は、みなし規定が適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 2項道路又は3項道路（法第42条第2項又は第3項の規定により指定された道路） (2) 2項道路又は3項道路のみに接続して設けられた都市計画法等による道路（法第42条第1項第2号に該当する道路） (3) 2項道路又は3項道路のみに接続して設けられた位置指定道路（法第42条第1項第5号に該当する道路） (4) (2)又は(3)に該当する道路のみに接続して設けられた都市計画法等による道路又は位置指定道路 	<p>○ 第1号</p> <p>学校等の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の敷地において、次のいずれかに該当する道路に接する場合は、みなし規定が適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 2項道路又は3項道路（法第42条第2項又は第3項の規定により指定された道路） (2) 2項道路又は3項道路のみに接続して設けられた都市計画法等による道路（法第42条第1項第2号に該当する道路） (3) 2項道路又は3項道路のみに接続して設けられた位置指定道路（法第42条第1項第5号に該当する道路） (4) (2)又は(3)に該当する道路のみに接続して設けられた都市計画法等による道路又は位置指定道路
<p>○ 第2号</p> <p>敷地が道路以外の公園、広場その他避難上安全な空地に接する場合は、みなし規定が適用されます。</p>	<p>○ 第2号</p> <p>敷地が道路以外の公園、広場その他避難上安全な空地に接する場合は、みなし規定が適用されます。</p>
<p>● 第5項</p> <p>市長の許可にかかる緩和規定です。</p>	<p>● 第5項</p> <p>市長の許可にかかる緩和規定です。</p>
<p>第6条</p> <p>【屋外への出口、避難通路等】</p> <p>第6条 学校等の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものにあっては、避難上有効な出口（令第120条若しくは令第121条に規定する直通階段又は固定タラップその他これに類する施設を屋外に設けた場合の、その地上に接する部分を含む。以下この条において「出口」という。）を2以上設け、かつ、その主たる用途に供する居室から出口に通ずる避難上有効な通路（廊下、階段、固定タラップ、バルコニーその他これらに類するものをいう。）</p>	<p>第6条</p> <p>【屋外への出口、避難通路等】</p> <p>第6条 学校等の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものにあっては、避難上有効な出口（令第120条若しくは令第121条に規定する直通階段又は固定タラップその他これに類する施設を屋外に設けた場合の、その地上に接する部分を含む。以下この条において「出口」という。）を2以上設け、かつ、その主たる用途に供する居室から出口に通ずる避難上有効な通路（廊下、階段、固定タラップ、バルコニーその他これらに類するものをいう。）</p>

旧	新
<p>を当該各居室ごとに2以上設けなければならない。この場合において、2以上の居室により構成される病院の病室、ホテル又は旅館の宿泊室、共同住宅の住戸その他これらに類するもの（以下この項において「病室等」という。）で、準耐火構造の壁で区画されたものにあっては、当該区画された病室等をもって1居室とみなす。</p> <p>(1) その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル（主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は令第109条の3第2号に掲げる基準に適合する建築物にあっては、200平方メートル）を超えるもの</p> <p>(2) 避難階以外の階で、その階におけるその用途に供する居室の床面積の合計が50平方メートル（主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は令第109条の3第2号に掲げる基準に適合する建築物にあっては、100平方メートル）を超えるもの</p> <p>2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員2メートル（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にあっては、90センチメートル）以上の通路を設けなければならない。</p> <p>3 第1項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える建築物の敷地で、前項に規定する通路（避難階以外の階に通ずる出口（固定タラップその他これに類する施設を屋外に設けた場合の、その地上に接する部分を除く。）から道路等に通ずるものに限る。）を互いに共用する場合においては、その共用する部分の通路幅員は3メートル以上としなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、増築等又は用途の変更をする場合で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。</p> <p>（昭40条例53・昭47条例11・昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平12条例83・平22条例5・平28条例71・令元条例11・令2条例39・令3条例44・令6条例46・一部改正）</p>	<p>を当該各居室ごとに2以上設けなければならない。この場合において、2以上の居室により構成される病院の病室、ホテル又は旅館の宿泊室、共同住宅の住戸その他これらに類するもの（以下この項において「病室等」という。）で、準耐火構造の壁で区画されたものにあっては、当該区画された病室等をもって1居室とみなす。</p> <p>(1) その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル（主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は令第109条の3第2号に掲げる基準に適合する建築物にあっては、200平方メートル）を超えるもの</p> <p>(2) 避難階以外の階で、その階におけるその用途に供する居室の床面積の合計が50平方メートル（主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は令第109条の3第2号に掲げる基準に適合する建築物にあっては、100平方メートル）を超えるもの</p> <p>2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員2メートル（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にあっては、90センチメートル）以上の通路を設けなければならない。</p> <p>3 第1項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える建築物の敷地で、前項に規定する通路（避難階以外の階に通ずる出口（固定タラップその他これに類する施設を屋外に設けた場合の、その地上に接する部分を除く。）から道路等に通ずるものに限る。）を互いに共用する場合においては、その共用する部分の通路幅員は3メートル以上としなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、増築等又は用途の変更をする場合で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。</p> <p>（昭40条例53・昭47条例11・昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平12条例83・平22条例5・平28条例71・令元条例11・令2条例39・令3条例44・令6条例46・一部改正）</p>

本条は、いわゆる2方向避難経路の確保に関する規定です。

第1項に掲げる用途の建築物は、子供、高齢者、障害者等を含めた不特定多数の人の利用に供するものであるところから、災害時における避難の安全を考慮して、一定規模を超えるものについて、各居室から道路等に至るまでの間に2方向の避難経路を確保するよう規定したものです。

本条における「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、学校等の用途が2つ以上併設する建築物の場合は、用途毎に算出した床面積の合計ではなく、学校等の全ての用途に供する部分の床面積を合計した面積となります（第5条と同様）。また、本条では、同一敷地内に複数の建築物がある場合であっても、複数の建築物の合計ではなく、建築物毎に算出した「その用途に供する部分の床面積の合計」となります。

なお、ここでいう「その用途に供する部分」には、自動車車庫及び駐輪場を含まないものとします（P132参照）。また、複合用途における共用部分は、対象用途の床面積按分により算出される面積を算入するものとします（P132参照）。

例えば、図1のようにA棟（共同住宅と保育所と事務所が併設する建築物）とB棟（共同住宅の附属倉庫）とC棟（共同住宅の附属駐輪場）の計3棟が同一敷地内にある場合、「その用途に供する部分の床面積の合計」は建築物毎に算出するので、A棟は共同住宅と保育所を合計した660平方メートル、B棟は10平方メートル、C棟は0平方メートルとなります。よって、A棟のみが本条の適用対象となります。

本条は、いわゆる2方向避難経路の確保に関する規定です。

第1項に掲げる用途の建築物は、子供、高齢者、障害者等を含めた不特定多数の人の利用に供するものであるところから、災害時における避難の安全を考慮して、一定規模を超えるものについて、各居室から道路等に至るまでの間に2方向の避難経路を確保するよう規定したものです。

本条における「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、学校等の用途が2つ以上併設する建築物の場合は、用途毎に算出した床面積の合計ではなく、学校等の全ての用途に供する部分の床面積を合計した面積となります（第5条と同様）。また、本条では、同一敷地内に複数の建築物がある場合であっても、複数の建築物の合計ではなく、建築物毎に算出した「その用途に供する部分の床面積の合計」となります。

なお、ここでいう「その用途に供する部分」には、自動車車庫及び駐輪場を含まないものとします（P132参照）。また、複合用途における共用部分は、対象用途の床面積按分により算出される面積を算入するものとします（P132参照）。

例えば、図1のようにA棟（共同住宅と保育所と事務所が併設する建築物）とB棟（共同住宅の附属倉庫）とC棟（共同住宅の附属駐輪場）の計3棟が同一敷地内にある場合、「その用途に供する部分の床面積の合計」は建築物毎に算出するので、A棟は共同住宅と保育所を合計した660平方メートル、B棟は10平方メートル、C棟は0平方メートルとなります。よって、A棟のみが本条の適用対象となります。

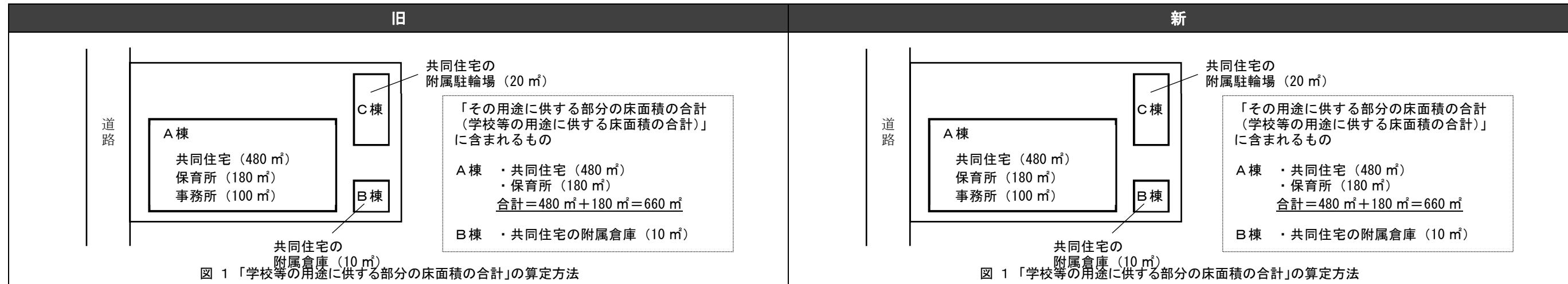


図 1 「学校等の用途に供する部分の床面積の合計」の算定方法

● 第1項

当該建築物について、各居室からの2方向避難が可能となるような避難上有効な階段や出口を2以上設けるよう規定しています。この場合の位置については、2方向避難の主旨から対角線上の平面に配置することが基本となります。

これを図示すると次のとおりです。

(共同住宅の例)

(1) 階段2ヶ所の場合

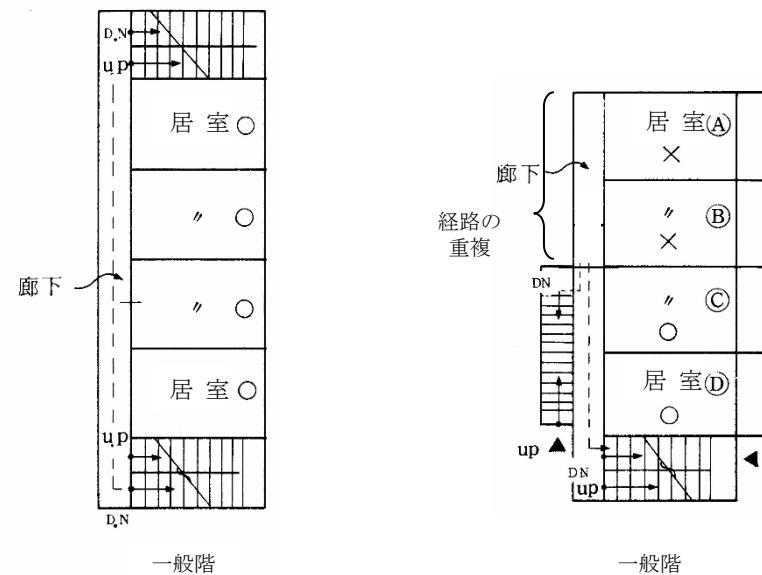


図 2 避難上有効な通路が2以上設けられている

〔凡例〕
○：避難上有効な通路が2以上確保されているもの
×：避難上有効な通路が2以上確保されていないもの
—→：避難上有効な通路
▲：避難上有効な出口

居室C,Dは避難上有効な通路が2方向に確保されているが、居室A,Bは2方向に確保されていない。

● 第1項

当該建築物について、各居室からの2方向避難が可能となるような避難上有効な階段や出口を2以上設けるよう規定しています。この場合の位置については、2方向避難の主旨から対角線上の平面に配置することが基本となります。

これを図示すると次のとおりです。

(共同住宅の例)

(1) 階段2ヶ所の場合

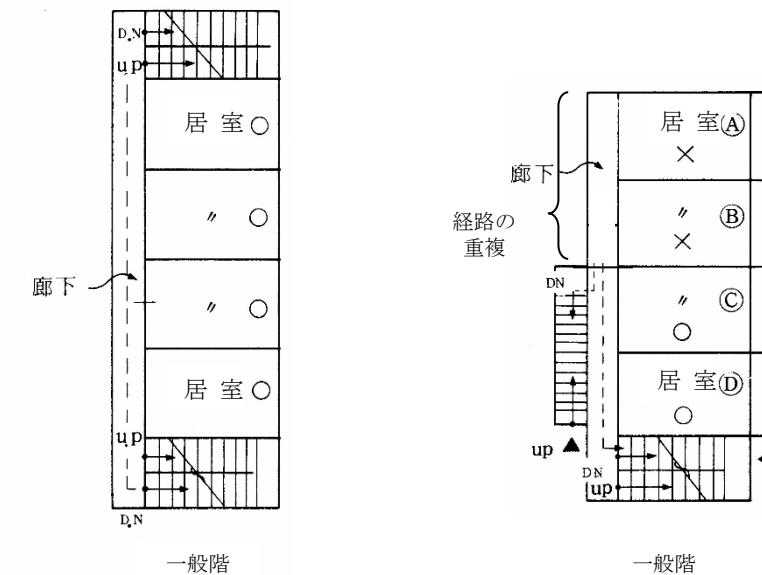


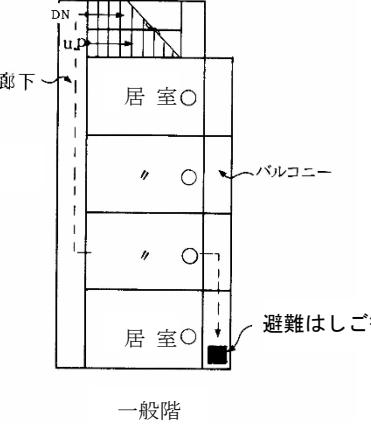
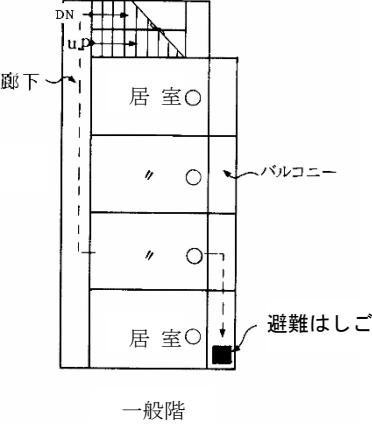
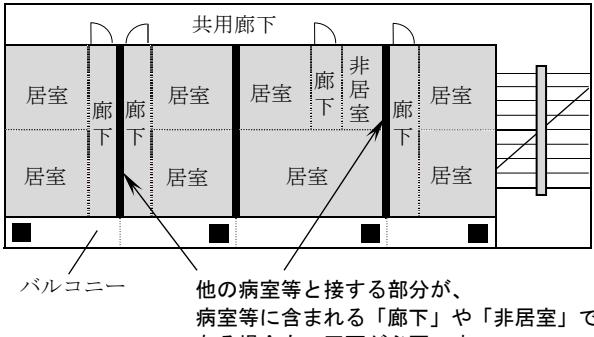
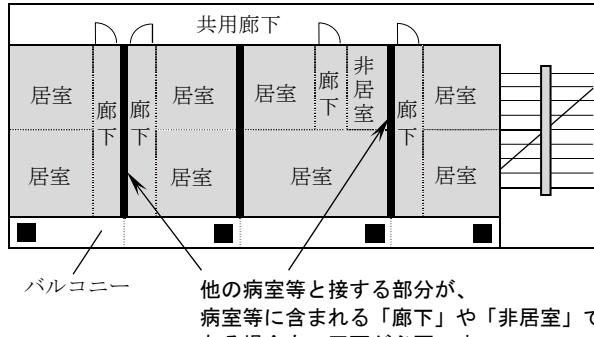
図 2 避難上有効な通路が2以上設けられている

〔凡例〕
○：避難上有効な通路が2以上確保されているもの
×：避難上有効な通路が2以上確保されていないもの
—→：避難上有効な通路
▲：避難上有効な出口

居室C,Dは避難上有効な通路が2方向に確保されているが、居室A,Bは2方向に確保されていない。

(2) 階段1ヶ所 (バルコニー等による避難) の場合

(2) 階段1ヶ所 (バルコニー等による避難) の場合

旧	新
 <p>図 4 避難上有効な通路が2以上設けられている例</p> <p>各居室から2方向の避難経路を確保することが原則ですが、準耐火構造の壁で区画された「複数の室で構成される病院の大部屋、ホテルの宿泊室、共同住宅の住室など（病室等）」を「1居室」とみなすことができます。ここでいう「準耐火構造の壁で区画されたもの」とは、「病室等」と「病室等」の間を準耐火構造の壁で区画したもので（図5）。病室等に含まれない共用廊下、バルコニー、階段等との間については、1居室とみなすための区画は不要です。なお、これは法令等により必要な防火区画を不要とするものではありません。</p>	 <p>図 4 避難上有効な通路が2以上設けられている例</p> <p>各居室から2方向の避難経路を確保することが原則ですが、準耐火構造の壁で区画された「複数の室で構成される病院の大部屋、ホテルの宿泊室、共同住宅の住室など（病室等）」を「1居室」とみなすことができます。ここでいう「準耐火構造の壁で区画されたもの」とは、「病室等」と「病室等」の間を準耐火構造の壁で区画したもので（図5）。病室等に含まれない共用廊下、バルコニー、階段等との間については、1居室とみなすための区画は不要です。なお、これは法令等により必要な防火区画を不要とするものではありません。</p>
 <p>図 5 準耐火構造の壁で区画された病室等</p> <p>※法令等により、防火区画や防火上主要な間仕切壁等が別途必要となる場合があります。</p> <p>■ : 病室等 ■ : 1居室とみなすために準耐火構造の壁による区画が必要な部分 ■ : 避難はしご等（隔壁が容易に開放し、除去し、又は破壊することができない場合は、各住戸に設置が必要です。）</p> <p>※法令等により、防火区画や防火上主要な間仕切壁等が別途必要となる場合があります。</p>	 <p>図 5 準耐火構造の壁で区画された病室等</p> <p>※法令等により、防火区画や防火上主要な間仕切壁等が別途必要となる場合があります。</p> <p>■ : 病室等 ■ : 1居室とみなすために準耐火構造の壁による区画が必要な部分 ■ : 避難はしご等（隔壁が容易に開放し、除去し、又は破壊することができない場合は、各住戸に設置が必要です。）</p>

以下、用語等について説明します。

- (1) 「主たる用途に供する居室」とは、令第120条第1項に規定する「主たる用途に供する居室」と同意であり、これを例示すると、学校の教室や体育館、病院の病室、保育所の保育室や遊戯室、ホテルの宿泊室、キャバレーの客席、寄宿舎の寝室等です。なお、幼保連携認定こども園の保育室や教室、遊戯室等も含まれます。
- (2) 「避難上有効な出口」とは、避難階の玄関やバルコニーの出口のみをいうものではなく、有効に避難できる肘掛け窓、掃き出し窓等を含むものとしています。なお、腰高窓は「避難上有効な出口」には含まれません（図6）。
- (3) 「出口に通ずる避難上有効な通路」とは本文かっこ書きの通りであり、他の居室を経由するようなものは該当しませんが、階段室（2住戸1階段）型の共同住宅（図7）で、その主要構造部が耐火構造であるものについては、この限りではありません。

以下、用語等について説明します。

- (1) 「主たる用途に供する居室」とは、令第120条第1項に規定する「主たる用途に供する居室」と同意であり、これを例示すると、学校の教室や体育館、病院の病室、保育所の保育室や遊戯室、ホテルの宿泊室、キャバレーの客席、寄宿舎の寝室等です。なお、幼保連携認定こども園の保育室や教室、遊戯室等も含まれます。
- (2) 「避難上有効な出口」とは、避難階の玄関やバルコニーの出口のみをいうものではなく、有効に避難できる肘掛け窓、掃き出し窓等を含むものとしています。なお、腰高窓は「避難上有効な出口」には含まれません（図6）。
- (3) 「出口に通ずる避難上有効な通路」とは本文かっこ書きの通りであり、他の居室を経由するようなものは該当しませんが、階段室（2住戸1階段）型の共同住宅（図7）で、その主要構造部が耐火構造であるものについては、この限りではありません。

<p>旧</p> <p>▲ : 避難上有効な出口 △ : 避難上有効な出口 ---> : 避難階</p> <p>図 6 避難上有効な出口</p>	<p>新</p> <p>▲ : 避難上有効な出口 △ : 避難上有効な出口 ---> : 避難階</p> <p>図 6 避難上有効な出口</p>	<p>▲ : 避難上有効な出口 ---> : 出口に通ずる避難上有効な通路 △ : 避難上有効な出口 バルコニー</p> <p>図 7 階段室型の共同住宅の場合</p>	<p>▲ : 避難上有効な出口 ---> : 出口に通ずる避難上有効な通路 △ : 避難上有効な出口 バルコニー</p> <p>図 7 階段室型の共同住宅の場合</p>
<p>(4) 出口に通ずる避難上有効な通路のうち「その他これらに類するもの」とは、消防法施行令第25条第2項の別表に掲げる「避難器具」のうち、避難はしご、避難用タラップ、すべり台、救助袋及び緩降機をいい、避難ロープは除きます。これらの避難器具は避難上有効な出口である必要があるため、消防法施行令第25条、消防法施行規則第27条及び同規則に基づく「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」に適合することを原則とします。</p> <p>(5) 避難階の玄関が連続し、かつ、その上部に法令で規定する廊下の幅以上（法令で定めがない場合は75センチメートル以上）の屋根又は2階の廊下・ベランダ等突出部分がある場合で、そのおおわれた避難階の部分を有効に整備したときは、当該部分を廊下とみなすことができます（図8）。</p> <p>△ : 玄関 ▲ : 避難上有効な出口</p> <p>図 8 廊下とみなすことができる場合</p>	<p>(4) 出口に通ずる避難上有効な通路のうち「その他これらに類するもの」とは、消防法施行令第25条第2項の別表に掲げる「避難器具」のうち、避難はしご、避難用タラップ、すべり台、救助袋及び緩降機をいい、避難ロープは除きます。これらの避難器具は避難上有効な出口である必要があるため、消防法施行令第25条、消防法施行規則第27条及び同規則に基づく「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」に適合することを原則とします。</p> <p>(5) 避難階の玄関が連続し、かつ、その上部に法令で規定する廊下の幅以上（法令で定めがない場合は75センチメートル以上）の屋根又は2階の廊下・ベランダ等突出部分がある場合で、そのおおわれた避難階の部分を有効に整備したときは、当該部分を廊下とみなすことができます（図8）。</p> <p>△ : 玄関 ▲ : 避難上有効な出口</p> <p>図 8 廊下とみなすことができる場合</p>		

● 第2項

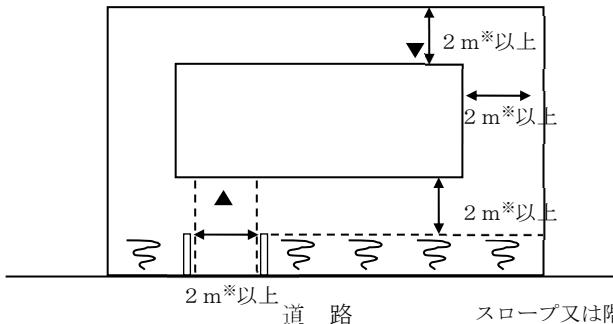
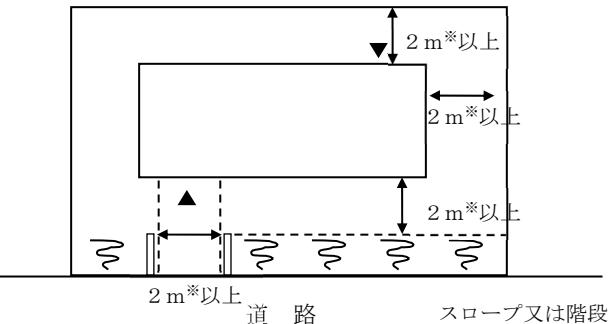
敷地内の通路の規定です。第1項の「避難上有効な出口」から道路等に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路を確保するよう定めています。敷地と道路等との間に高低差があり、通常の通行が不可能な場合には幅員が2メートル以上の階段、スロープ等を整備する必要があります（図9）。

これらの敷地内の通路、階段、スロープ等の幅員については、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内の場合には、90センチメートル以上とすることができます。

● 第2項

敷地内の通路の規定です。第1項の「避難上有効な出口」から道路等に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路を確保するよう定めています。敷地と道路等との間に高低差があり、通常の通行が不可能な場合には幅員が2メートル以上の階段、スロープ等を整備する必要があります（図9）。

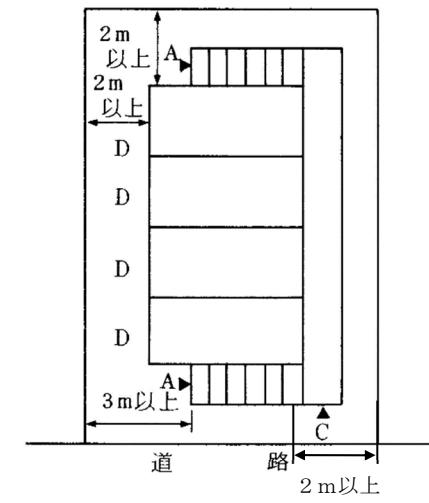
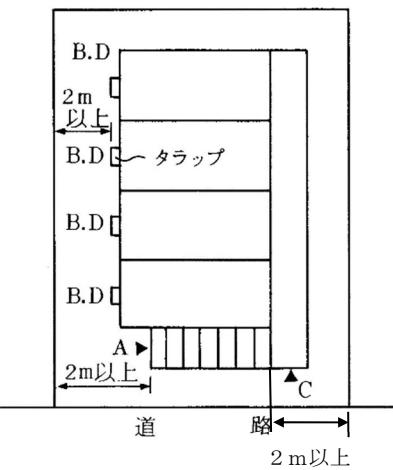
これらの敷地内の通路、階段、スロープ等の幅員については、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内の場合には、90センチメートル以上とすることができます。

旧	新
 <p>▲:避難上有効な出口 ※階数が3以下で延べ面積が200m²未満の場合は、90cm以上</p> <p>2m*以上 道路 スロープ又は階段</p>	 <p>▲:避難上有効な出口 ※階数が3以下で延べ面積が200m²未満の場合は、90cm以上</p> <p>2m*以上 道路 スロープ又は階段</p>
<p>図 9 敷地内の通路(敷地と道路に高低差がある場合)</p>	<p>図 9 敷地内の通路(敷地と道路に高低差がある場合)</p>
<p>本規定は避難又は通行の安全を目的としており、避難者が滞留することなく迅速に避難できる計画とする必要があります。したがって避難上支障がある急勾配の階段やスロープ、梯子やタラップなどは敷地内の通路に該当しません。また、避難上支障がある植栽や工作物、駐車施設については、敷地内の通路に設けることはできません。</p> <p>なお、敷地内の通路については、青空空地を原則とします。</p> <p>ただし、以下の全てに該当するものについては、青空空地としなくてもよいものとします（P42、P43 参照）。（第6条第3項の敷地内の通路も同様の扱いとします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通路の有効幅員を2メートル以上（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内の場合は、90センチメートル以上）確保すること (2) 通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床及び法第2条第9号の2に規定する防火設備で区画し、通路の壁及び天井の下地、仕上げを不燃材料とすること (3) 通路部分は、外気に十分開放されていること (4) 通路の天井高さが2.1メートル以上であること <p>また、ひさし又は2階以上の屋根（それぞれの出が1メートル以下のものに限ります。）におおわれた部分については青空空地と取り扱います（P42・43 参照）。</p> <p>なお、令第128条の敷地内の通路と兼ねる場合は、「建築物の防火避難規定の解説2023」（編集：日本建築行政会議、発行：株式会社ぎょうせい）P99記載の基準を満たす必要があります。</p>	<p>本規定は避難又は通行の安全を目的としており、避難者が滞留することなく迅速に避難できる計画とする必要があります。したがって避難上支障がある急勾配の階段やスロープ、梯子やタラップなどは敷地内の通路に該当しません。また、避難上支障がある植栽や工作物、駐車施設については、敷地内の通路に設けることはできません。</p> <p>なお、敷地内の通路については、青空空地を原則とします。</p> <p>ただし、以下の全てに該当するものについては、青空空地としなくてもよいものとします（P42、P43 参照）。（第6条第3項の敷地内の通路も同様の扱いとします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通路の有効幅員を2メートル以上（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内の場合は、90センチメートル以上）確保すること (2) 通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床及び法第2条第9号の2に規定する防火設備で区画し、通路の壁及び天井の下地、仕上げを不燃材料とすること (3) 通路部分は、外気に十分開放されていること (4) 通路の天井高さが2.1メートル以上であること <p>また、ひさし又は2階以上の屋根（それぞれの出が1メートル以下のものに限ります。）におおわれた部分については青空空地と取り扱います（P42・43 参照）。</p> <p>なお、令第128条の敷地内の通路と兼ねる場合は、「建築物の防火避難規定の解説2025」（編集：日本建築行政会議、発行：株式会社ぎょうせい）P100記載の基準を満たす必要があります。</p>
<p>● 第3項</p> <p>第2項の敷地内の通路を重複共用する場合の強化規定です。</p> <p>学校等の用途に供する床面積の合計が200平方メートルを超える場合、避難階以外の階からの敷地内の通路を互いに重複共用するときは、前項の規定にかかわらず、その幅員を3メートル以上とするよう定めたものです。なお、第2項と同様、敷地と道路等との間に高低差があり、通常の通行が不可能な場合には幅員が3メートル以上の階段、スロープ等を整備する必要があります（図10 Aのみの場合）。</p>	<p>● 第3項</p> <p>第2項の敷地内の通路を重複共用する場合の強化規定です。</p> <p>学校等の用途に供する床面積の合計が200平方メートルを超える場合、避難階以外の階からの敷地内の通路を互いに重複共用するときは、前項の規定にかかわらず、その幅員を3メートル以上とするよう定めたものです。なお、第2項と同様、敷地と道路等との間に高低差があり、通常の通行が不可能な場合には幅員が3メートル以上の階段、スロープ等を整備する必要があります（図10 Aのみの場合）。</p>

旧	新																																																		
<p>図 10 敷地内の通路を重複共用する場合</p>	<p>図 10 敷地内の通路を重複共用する場合</p>																																																		
<p>ただし、本項の対象となるのは、「避難階以外の階に通ずる出口」からの敷地内の通路を互いに共用する場合です。補助的な「固定タラップその他これに類する施設」に通ずる敷地内の通路を共用する場合は除いています。</p> <p>A : 避難階以外の階に通ずる出口（固定タラップ等以外） 1 居室とみなす病室等で、その病室等の中に避難階以外に通ずる階段があり、避難階のみに出入り口がある場合には、Cとして扱います。 B : 避難階以外の階に通ずる出口（固定タラップ等） C : 避難階以外の階に通じない出口 (避難階の居室から廊下などを経由する出口) D : 避難階以外の階に通じない出口 (避難階の居室でひじ掛け窓、掃き出し窓等からの出口)</p> <p><組合せ事例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>B</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>C</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>D</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>		A	B	C	D	A	3	2	2	2	B	2	2	2	2	C	2	2	2	2	D	2	2	2	2	<p>ただし、本項の対象となるのは、「避難階以外の階に通ずる出口」からの敷地内の通路を互いに共用する場合です。補助的な「固定タラップその他これに類する施設」に通ずる敷地内の通路を共用する場合は除いています。</p> <p>A : 避難階以外の階に通ずる出口（固定タラップ等以外） 1 居室とみなす病室等で、その病室等の中に避難階以外に通ずる階段があり、避難階のみに出入り口がある場合には、Cとして扱います。 B : 避難階以外の階に通ずる出口（固定タラップ等） C : 避難階以外の階に通じない出口 (避難階の居室から廊下などを経由する出口) D : 避難階以外の階に通じない出口 (避難階の居室でひじ掛け窓、掃き出し窓等からの出口)</p> <p><組合せ事例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>B</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>C</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>D</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>		A	B	C	D	A	3	2	2	2	B	2	2	2	2	C	2	2	2	2	D	2	2	2	2
	A	B	C	D																																															
A	3	2	2	2																																															
B	2	2	2	2																																															
C	2	2	2	2																																															
D	2	2	2	2																																															
	A	B	C	D																																															
A	3	2	2	2																																															
B	2	2	2	2																																															
C	2	2	2	2																																															
D	2	2	2	2																																															

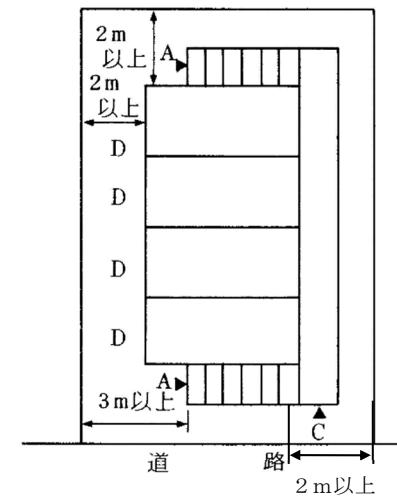
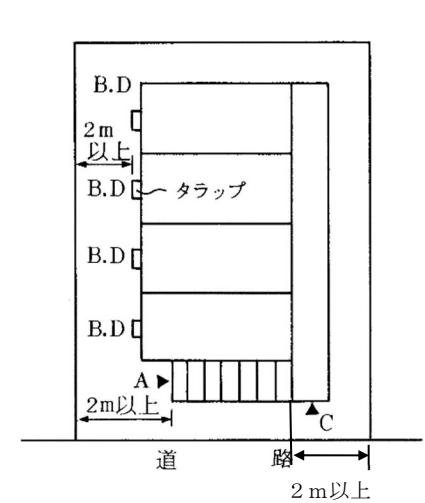
以上のことと総合して敷地内の通路の取扱いを例示すると次のようにになります。

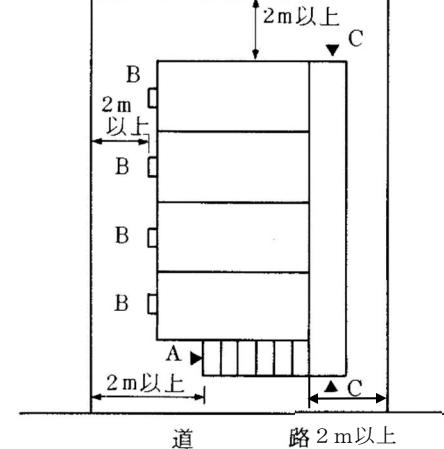
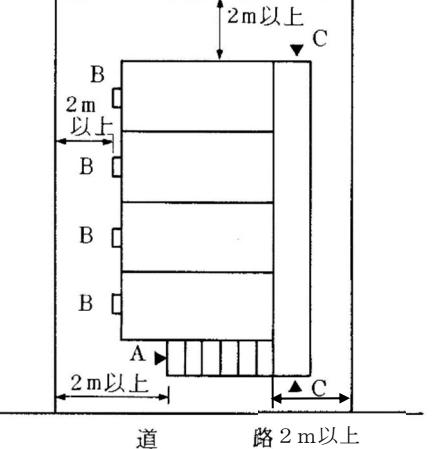
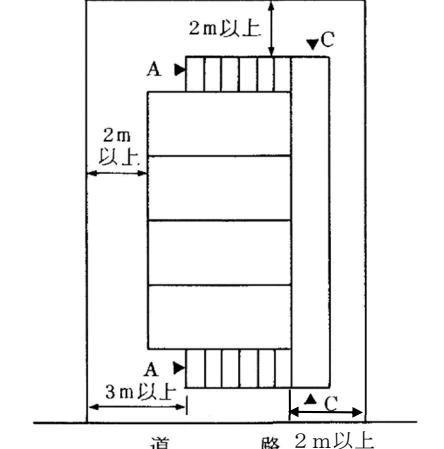
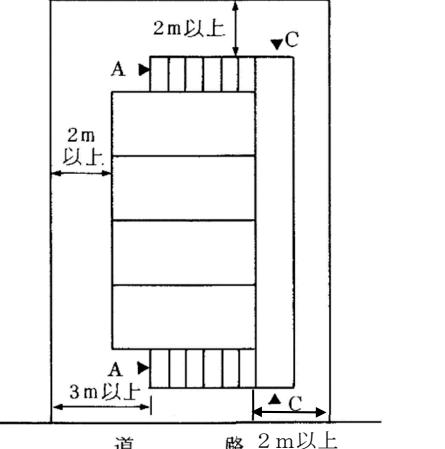
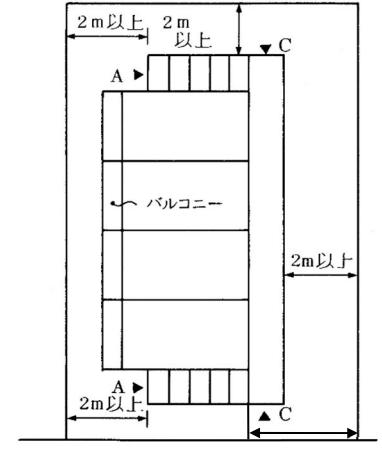
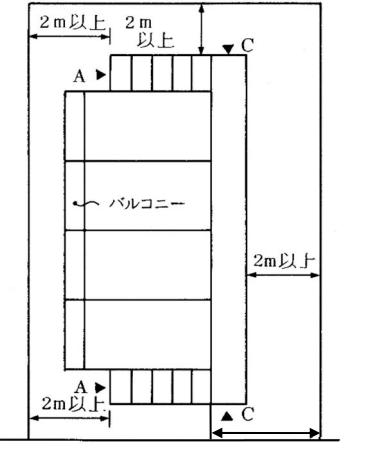
- 1 避難階以外の階に通ずる出口（A、B）からの敷地内の通路が重複するもののうち、(A+A) は3メートル以上とし、(A+B) 及び (B+B) は2メートル以上
- 2 避難階以外の階に通じない出口（C、D）からの敷地内の通路の重複（C+C、C+D、D+D）は2メートル以上
- 3 避難階以外の階に通じない出口（C、D）からの敷地内の通路と避難階以外の階に通ずる出口（A、B）からの敷地内の通路の重複（A+C、C+B、A+D、B+D）は2メートル以上



以上のことと総合して敷地内の通路の取扱いを例示すると次のようにになります。

- 1 避難階以外の階に通ずる出口（A、B）からの敷地内の通路が重複するもののうち、(A+A) は3メートル以上とし、(A+B) 及び (B+B) は2メートル以上
- 2 避難階以外の階に通じない出口（C、D）からの敷地内の通路の重複（C+C、C+D、D+D）は2メートル以上
- 3 避難階以外の階に通じない出口（C、D）からの敷地内の通路と避難階以外の階に通ずる出口（A、B）からの敷地内の通路の重複（A+C、C+B、A+D、B+D）は2メートル以上



旧	新												
 <p>図 13</p>	 <p>図 13</p>												
 <p>図 14</p>	 <p>図 14</p>												
 <p>図 15</p>	 <p>図 15</p>												
<p>● 第4項</p> <p>第4項は、市長の許可に係る緩和規定です。</p>	<p>● 第4項</p> <p>第4項は、市長の許可に係る緩和規定です。</p>												
<p>第47条</p>	<p>第47条</p>												
<p>【敷地と道路との関係】</p> <p>第47条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物のその用途に供する部分の床面積の合計の和をいう。以下この条及び第48条第1項において同じ。）が50平方メートルを超えるものの敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に1箇所で同表に掲げる長さで接し、かつ、その接する部分のみに自動車用の出入口を設けたものでなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計</th> <th style="text-align: center;">道路の幅員</th> <th style="text-align: center;">道路に接する長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50平方メートルを超えるもの</td> <td style="text-align: center;">4メートル以上</td> <td style="text-align: center;">4メートル以上</td> </tr> </tbody> </table>	自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員	道路に接する長さ	50平方メートルを超えるもの	4メートル以上	4メートル以上	<p>【敷地と道路との関係】</p> <p>第47条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物のその用途に供する部分の床面積の合計の和をいう。以下この条及び第48条第1項において同じ。）が50平方メートルを超えるものの敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に1箇所で同表に掲げる長さで接し、かつ、その接する部分のみに自動車用の出入口を設けたものでなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計</th> <th style="text-align: center;">道路の幅員</th> <th style="text-align: center;">道路に接する長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50平方メートルを超えるもの</td> <td style="text-align: center;">4メートル以上</td> <td style="text-align: center;">4メートル以上</td> </tr> </tbody> </table>	自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員	道路に接する長さ	50平方メートルを超えるもの	4メートル以上	4メートル以上
自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員	道路に接する長さ											
50平方メートルを超えるもの	4メートル以上	4メートル以上											
自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員	道路に接する長さ											
50平方メートルを超えるもの	4メートル以上	4メートル以上											

旧				新			
	150 平方メートルを超えるもの	6 メートル以上	6 メートル以上		150 平方メートルを超えるもの	6 メートル以上	6 メートル以上
2 自動車車庫の用途に供する建築物の敷地が次に掲げる条件に該当する場合においては、前項の規定は、適用しない。				2 自動車車庫の用途に供する建築物の敷地が次に掲げる条件に該当する場合においては、前項の規定は、適用しない。			
(1) 建築物に附属する自動車車庫（自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が当該自動車車庫の敷地にある建築物の延べ面積の合計の 3 分の 1 以内のものに限る。以下同じ。）の敷地であること。				(1) 建築物に附属する自動車車庫（自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が当該自動車車庫の敷地にある建築物の延べ面積の合計の 3 分の 1 以内のものに限る。以下同じ。）の敷地であること。			
(2) 幅員 4 メートル以上の道路（法第 42 条第 1 項第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号に該当する道路又は同項第 2 号若しくは第 5 号に該当する道路のうち同条第 2 項若しくは第 3 項の規定により指定された道路を経由しないで同条第 1 項第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号に該当する道路に至る道路に限る。）に 1 箇所で敷地の外周の 10 分の 1 以上が接し、かつ、その接する部分に沿って、当該道路の反対側の境界線からの水平距離が 6 メートル以上となる幅員を有する公共の用に供する空地を敷地内に設け、通行の安全に寄与する整備を行ったものであること。				(2) 幅員 4 メートル以上の道路（法第 42 条第 1 項第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号に該当する道路又は同項第 2 号若しくは第 5 号に該当する道路のうち同条第 2 項若しくは第 3 項の規定により指定された道路を経由しないで同条第 1 項第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号に該当する道路に至る道路に限る。）に 1 箇所で敷地の外周の 10 分の 1 以上が接し、かつ、その接する部分に沿って、当該道路の反対側の境界線からの水平距離が 6 メートル以上となる幅員を有する公共の用に供する空地を敷地内に設け、通行の安全に寄与する整備を行ったものであること。			
(3) 前号の道路に接する部分のみに自動車用の出入口を設けたものであること。				(3) 前号の道路に接する部分のみに自動車用の出入口を設けたものであること。			
3 第 1 項の場合において、同項の敷地がそれぞれ同項の表に掲げる幅員の道路に 1 箇所で同表に掲げる長さで接する部分以外の部分について、前項第 2 号の条件に該当するときは、当該部分についても自動車用の出入口を設けることができる。				3 第 1 項の場合において、同項の敷地がそれぞれ同項の表に掲げる幅員の道路に 1 箇所で同表に掲げる長さで接する部分以外の部分について、前項第 2 号の条件に該当するときは、当該部分についても自動車用の出入口を設けることができる。			
(昭 40 条例 53・昭 47 条例 11・一部改正、平 3 条例 71・全改、平 5 条例 43・平 22 条例 5・平 27 条 40・一部改正)				(昭 40 条例 53・昭 47 条例 11・一部改正、平 3 条例 71・全改、平 5 条例 43・平 22 条例 5・平 27 条 40・一部改正)			
<p>本条では、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の敷地が接する道路の幅員、その道路が敷地に接する部分の長さ及び自動車用の出入口の位置等について定めています。</p> <p>「自動車車庫の用途に供する部分」には、自動車の車路部分も含みますが、自転車及び総排気量 125 cc 以下の自動二輪車の駐輪場、電気室や機械室などは含まれません。</p> <p>また、「自動車修理工場の用途に供する部分」には、その用途に附属する器具庫や事務所なども含まれます。</p> <p>なお、ここでいう自動車車庫には、車庫内の車路、通路を含みますが、自動車車庫と独立した車路の部分（駐停車がないものに限る）が外気に十分開放されている場合は、当該部分は自動車車庫に含みません（図 3）。</p>							
<p>図 3 通過のみの車路であり、車路を自動車車庫とは扱わない場合</p>				<p>図 1 通過のみの車路であり、自動車車庫の用途に供する部分とは扱わない場合</p>			
<p>● 第 1 項</p> <p>自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、敷地が接する道路の幅員及びその道路が敷地に接する部分の長さを段階的に定めています（図 1、図 2）。</p>				<p>● 第 1 項</p> <p>自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、敷地が接する道路の幅員及びその道路が敷地に接する部分の長さを段階的に定めています（図 2、図 3）。</p>			

旧	新
<p>ここでいう「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、自動車車庫と自動車修理工場が複合する建築物の場合は、「自動車車庫の用途に供する部分」の床面積と「自動車修理工場の用途に供する部分」の床面積を全て合計して算出される面積となります。また、同一敷地内に複数の建築物がある場合には、敷地内の全ての建築物の「その用途に供する部分の床面積の合計」の和となります。(第48条と同様)</p> <p>なお、2項道路(法第42条第2項の規定により指定された道路)は道路の幅員を4メートルとみなすものであるため、この項でいう「4メートル以上」の道路に含まれます。</p> <p>敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、当該路地状部分の最小幅員をいいます(P22、P23参照)。</p> <p>「1箇所」で道路に接する長さとは、「1の道路」で接する長さをいいます。</p> <p>また、前面道路が交差し、又は折れ曲がる場合において、前面道路の中心線の敷地側から見た角度が120度を超える場合にあっては、その道路は「1の道路」として取り扱うものとします(P23参照)。</p>	<p>ここでいう「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、自動車車庫と自動車修理工場が複合する建築物の場合は、「自動車車庫の用途に供する部分」の床面積と「自動車修理工場の用途に供する部分」の床面積を全て合計して算出される面積となります。また、同一敷地内に複数の建築物がある場合には、敷地内の全ての建築物の「その用途に供する部分の床面積の合計」の和となります。(第48条と同様)</p> <p>なお、2項道路(法第42条第2項の規定により指定された道路)は道路の幅員を4メートルとみなすものであるため、この項でいう「4メートル以上」の道路に含まれます。</p> <p>敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、当該路地状部分の最小幅員をいいます(P22、P23参照)。</p> <p>「1箇所」で道路に接する長さとは、「1の道路」で接する長さをいいます。</p> <p>また、前面道路が交差し、又は折れ曲がる場合において、前面道路の中心線の敷地側から見た角度が120度を超える場合にあっては、その道路は「1の道路」として取り扱うものとします(P23参照)。</p>
<p>(法第42条第2項道路) ▷ : 自動車用</p>	<p>(法第42条第2項道路) ▷ : 自動車用</p>
<p>図1 自動車車庫の床面積の合計が50m²を超え150m²以下の場合</p>	<p>図2 自動車車庫の床面積の合計が50m²を超え150m²以下の場合</p>
<p>図2 自動車車庫の床面積の合計が150m²超の場合</p>	<p>図3 自動車車庫の床面積の合計が150m²超の場合</p>
<p>● 第2項</p> <p>附属自動車車庫についての緩和規定であり、適用にあたっては、次の(1)～(3)までの要件を満たすことが必要となります(図3)。なお、自動車修理工場の用途に供する建築物は対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 附属自動車車庫の床面積の合計が、当該敷地内の建築物の延べ面積の合計の3分の1以内であること。 (2) 幅員4メートル以上の道路に敷地の外周の10分の1以上が接し、かつ、図3のように「公共の用に供する空地」を設けること。この場合の空地は、敷地面積に算入することは可能ですが、青空の空地とします。また、「通行の安全に寄与する整備」とは、前面道路と同等の道路状に整備することをいいます。なお、この項でいう「幅員4メートル以上の道路」とは、「2項道路」等を除いたものです(P24参照)。 (3) (2)で整備した空地部分のみに出入り口を設けること。 	<p>● 第2項</p> <p>附属自動車車庫についての緩和規定であり、適用にあたっては、次の(1)～(3)までの要件を満たすことが必要となります(図4)。なお、自動車修理工場の用途に供する建築物は対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 附属自動車車庫の床面積の合計が、当該敷地内の建築物の延べ面積の合計の3分の1以内であること。 (2) 幅員4メートル以上の道路に敷地の外周の10分の1以上が接し、かつ、図3のように「公共の用に供する空地」を設けること。この場合の空地は、敷地面積に算入することは可能ですが、青空の空地とします。また、「通行の安全に寄与する整備」とは、前面道路と同等の道路状に整備することをいいます。なお、この項でいう「幅員4メートル以上の道路」とは、「2項道路」等を除いたものです(P24参照)。 (3) (2)で整備した空地部分のみに出入り口を設けること。
<p>S : 建築物の延べ面積 6 m > W ≥ 4 m $\ell \geq L/10$ L : 敷地の外周 道路 : 「2項道路」等は除く。 (第5条解説参照) ▨ : 公共の用に供する空地 ▷ : 自動車用の出入り口</p>	<p>S : 建築物の延べ面積 6 m > W ≥ 4 m $\ell \geq L/10$ L : 敷地の外周 道路 : 「2項道路」等は除く。 (第5条解説参照) ▨ : 公共の用に供する空地 ▷ : 自動車用の出入り口</p>
<p>図3 緩和の規定</p>	<p>図4 緩和の規定の適</p>

旧	新
<p>● 第3項</p> <p>第1項に適合する自動車用の出入口が設けられている場合において、第2項第2号に適合する部分にも自動車用の出入口を設けられることとした緩和規定です。</p>	<p>● 第3項</p> <p>第1項に適合する自動車用の出入口が設けられている場合において、第2項第2号に適合する部分にも自動車用の出入口を設けられることとした緩和規定です。</p>
第51条	第51条
<p>【開口部の制限】</p> <p>第51条 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供するもので、次のいずれかに該当するものにあつては、その用途に供する部分とその他の用途に供する部分との区画部分に次項各号に掲げる開口部を設けてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第49条に規定する建築物 (2) その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもので、3階以上の階をその用途に供するもの (3) その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以上のもの <p>2 前項に規定する開口部は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 床又は天井に設ける開口部（特殊な用途に供するものでやむを得ないものを除く。） (2) 自動車車庫の内部に設ける開口部で、その他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口 <p>（昭40条例53・昭47条例11・昭57条例47・一部改正、平3条例71・旧第52条繰上・一部改正、平5条例43・平22条例5・平30条例51・一部改正）</p>	<p>【開口部の制限】</p> <p>第51条 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供するもので、次のいずれかに該当するものにあつては、その用途に供する部分とその他の用途に供する部分との区画部分に次項各号に掲げる開口部を設けてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第49条に規定する建築物 (2) その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもので、3階以上の階をその用途に供するもの (3) その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以上のもの <p>2 前項に規定する開口部は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 床又は天井に設ける開口部（特殊な用途に供するものでやむを得ないものを除く。） (2) 自動車車庫の内部に設ける開口部で、その他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口 <p>（昭40条例53・昭47条例11・昭57条例47・一部改正、平3条例71・旧第52条繰上・一部改正、平5条例43・平22条例5・平30条例51・一部改正）</p>
<p>● 第1項</p> <p>建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合は、特に直上階以上の階にある他の用途の部分に与える防火上、避難上の影響が大きいので、その他の用途に供する部分との防火区画部分に第2項に掲げる開口部を設けることを制限し、防火及び避難の安全を確保するよう規定したものです。</p> <p>ここでいう「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、自動車車庫と自動車修理工場が併設する建築物の場合は、「自動車車庫の用途に供する部分」の床面積と「自動車修理工場の用途に供する部分」の床面積を合計して算出される面積となります。</p> <p>なお、「自動車車庫の用途に供する部分」には、自動車の車路部分も含まれますが、自転車及び総排気量125cc以下の自動二輪車の駐輪場、電気室や機械室などは含まれません。</p> <p>また、「自動車修理工場の用途に供する部分」には、その用途に附属する器具庫や事務所なども含まれます。</p>	<p>● 第1項</p> <p>建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合は、特に直上階以上の階にある他の用途の部分に与える防火上、避難上の影響が大きいので、その他の用途に供する部分との防火区画部分に第2項に掲げる開口部を設けることを制限し、防火及び避難の安全を確保するよう規定したものです。</p> <p>ここでいう「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、自動車車庫と自動車修理工場が併設する建築物の場合は、「自動車車庫の用途に供する部分」の床面積と「自動車修理工場の用途に供する部分」の床面積を合計して算出される面積となります。</p> <p>なお、「自動車車庫の用途に供する部分」には、自動車の車路部分も含まれますが、自転車及び総排気量125cc以下の自動二輪車の駐輪場、電気室や機械室などは含まれません。</p> <p>また、「自動車修理工場の用途に供する部分」には、その用途に附属する器具庫や事務所なども含まれます。</p>
<p>● 第2項</p> <p>○ 第1号</p> <p>床又は天井にマシンハッチ等を設けた場合、この「たて穴」が上部階への火災拡大の要因となることから、やむを得ない場合を除いてこれを禁止したものです。</p>	<p>● 第2項</p> <p>○ 第1号</p> <p>床又は天井にマシンハッチ等を設けた場合、この「たて穴」が上部階への火災拡大の要因となることから、やむを得ない場合を除いてこれを禁止したものです。</p>
<p>○ 第2号</p> <p>避難上の安全を確保するために、他の用途に供する部分のための避難用出口を自動車車庫の内部に設けることを禁止しました。また、自動車車庫と自動車修理工場が併設する場合は、自動車修理工場のための避難用出口も自動車車庫の内部に設けることはできないため、注意が必要です。</p>	<p>○ 第2号</p> <p>避難上の安全を確保するために、他の用途に供する部分のための避難用の出口を自動車車庫の内部に設けることを禁止しました。また、自動車車庫と自動車修理工場が併設する場合は、自動車修理工場のための避難用の出口も自動車車庫の内部に設けることはできないため、注意が必要です。</p>

旧	新
<p>なお、ここでいう自動車車庫には、車庫内の車路、通路を含みますが、<u>自動車車庫と独立した車路の部分（駐停車がないものに限る）</u>が外気に十分開放されている場合は、当該部分は自動車車庫に含みません（P105、P106図3参照）。</p>	<p>なお、ここでいう自動車車庫には、車庫内の車路、通路を含みますが、<u>自動車車庫とは別の車路の部分（駐停車がないものに限る）</u>が外気に十分開放されている場合は、当該部分は自動車車庫に含みません（図1）。</p>
第56条の2	第56条の2
<p>(既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する制限の緩和)</p> <p>第56条の2 法第3条第2項の規定により第4条第1項若しくは第3項、第4条の3第1項から第4項まで、第14条、第16条第1項、第23条、第23条の2、第23条の4第1項第1号、第33条第1項、第44条又は第49条第1項の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「大規模の修繕等」という。）をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>2 法第3条第2項の規定により第6条第1項から第3項まで、第6条の2、第13条（屋外に通ずる出口に係る制限に限る。）、第20条、第27条第1項若しくは第2項（これらの規定のうち階段に係る制限に限る。）若しくは第4項、第28条第1項若しくは第2項、第32条第1項から第4項まで、第34条、第35条、第37条から第40条まで、第43条の3第1項、第43条の4、第50条第1項第3号又は第51条第2項第2号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第4項に規定する範囲内のものに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>3 法第3条第2項の規定により第16条第2項（第49条第2項の規定により準用する場合を含む。）、第36条第3項又は第53条の4第1号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第5項に規定する範囲内のものに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>4 法第3条第2項の規定により第4条の2、第5条第1項、第3項若しくは第4項、第15条、第24条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第27条第4項、第29条第1項若しくは第3項、第30条第1項、第31条、第32条第1項から第4項まで、第47条第1項、第47条の2、第48条第1項、第52条第1項若しくは第2項又は第53条第1項の規定（次項において「建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定」という。）の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第6項に規定する範囲内のものに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>5 法第3条第2項の規定により建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕等（令第137条の12第6項に規定する範囲内のものを除く。）であって、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものを行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>(既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する制限の緩和)</p> <p>第56条の2 法第3条第2項の規定により第4条第1項若しくは第3項、第4条の3第1項から第4項まで、第14条、第16条第1項、第23条、第23条の2、第23条の4第1項第1号、第33条第1項、第44条又は第49条第1項の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「大規模の修繕等」という。）をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>2 法第3条第2項の規定により第6条第1項から第3項まで、第6条の2、第13条（屋外に通ずる出口に係る制限に限る。）、第20条、第27条第1項若しくは第2項（これらの規定のうち階段に係る制限に限る。）若しくは第4項、第28条第1項若しくは第2項、第32条第1項から第4項まで、第34条、第35条、第37条から第40条まで、第43条の3第1項、第43条の4、第50条第1項第3号又は第51条第2項第2号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第9項に規定する範囲内のものに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>3 法第3条第2項の規定により第16条第2項（第49条第2項の規定により準用する場合を含む。）、第36条第3項又は第53条の4第1号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第10項に規定する範囲内のものに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>4 法第3条第2項の規定により第4条の2、第5条第1項、第3項若しくは第4項、第15条、第24条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第27条第4項、第29条第1項若しくは第3項、第30条第1項、第31条、第32条第1項から第4項まで、第47条第1項、第47条の2、第48条第1項、第52条第1項若しくは第2項又は第53条第1項の規定（次項において「建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定」という。）の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第11項に規定する範囲内のものに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>5 法第3条第2項の規定により建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕等（令第137条の12第11項に規定する範囲内のものを除く。）であって、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものを行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p>

旧	新
(令 6 条例 46・追加)	(令 6 条例 46・追加、令 7 条例 48・一部改正)
<p>● 第 1 項</p> <p>列記された条文が既存不適格となっている建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合、列記された条文を適用しないこととしています。</p>	<p>● 第 1 項</p> <p>列記された条文が既存不適格となっている建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合、列記された条文を適用しないこととしています。</p>
<p>● 第 2 項</p> <p>列記された条文（避難関係規定のうち階段、出口及び敷地内通路）が既存不適格となっている建築物について、屋根または外壁に係る大規模修繕又は大規模の模様替をする場合で、避難の安全上支障とならないものに限って列記された条文を適用しないこととしています。</p>	<p>● 第 2 項</p> <p>列記された条文（避難関係規定のうち階段、出口及び敷地内通路）が既存不適格となっている建築物について、屋根または外壁に係る大規模修繕又は大規模の模様替をする場合で、避難の安全上支障とならないものに限って列記された条文を適用しないこととしています。</p>
<p>● 第 3 項</p> <p>列記された条文（避難関係規定のうち防火区画）が既存不適格となっている建築物について、屋根または外壁に係る大規模修繕又は大規模の模様替をする場合、列記された条文を適用しないこととしています。</p>	<p>● 第 3 項</p> <p>列記された条文（避難関係規定のうち防火区画）が既存不適格となっている建築物について、屋根または外壁に係る大規模修繕又は大規模の模様替をする場合、列記された条文を適用しないこととしています。</p>
<p>● 第 4 項</p> <p>法第 43 条第 1 項の規定が既存不適格となっている建築物について、<u>令第 137 条の 12 第 6 項</u>に規定する特定行政庁の認定を受けた場合、列記された条文（建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定）を適用しないこととしています。</p>	<p>● 第 4 項</p> <p>法第 43 条第 1 項の規定が既存不適格となっている建築物について、<u>令第 137 条の 12 第 11 項</u>に規定する特定行政庁の認定を受けた場合、列記された条文（建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定）を適用しないこととしています。</p>
<p>● 第 5 項</p> <p>法第 43 条第 1 項の規定は適合しているが、建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定が既存不適格となっている建築物について、<u>令第 137 条の 12 第 6 項</u>に規定する特定行政庁の認定と同様に、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合、建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定を適用しないこととしています。</p> <p>認定にあたっては、別途手続きがあります。</p>	<p>● 第 5 項</p> <p>法第 43 条第 1 項の規定は適合しているが、建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定が既存不適格となっている建築物について、<u>令第 137 条の 12 第 11 項</u>に規定する特定行政庁の認定と同様に、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合、建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定を適用しないこととしています。</p> <p>認定にあたっては、別途手続きがあります。</p>
第 56 条の 6	第 56 条の 6
<p>【道路の変更又は廃止】</p> <p>第 56 条の 6 法第 42 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで、第 2 項及び第 3 項並びに法附則第 5 項の規定による道路を変更し、又は廃止しようとする者は、あらかじめ、市長に申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請に基づいて道路の変更又は廃止をした場合においては、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>3 市長は、第 1 項の申請に基づいて法第 42 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による道路の変更又は廃止をした場合においては、その旨を公告する。</p> <p>(平 12 条例 25・追加、平 15 条例 13・旧第 56 条の 2 緯下・平 22 条例 5・旧第 56 条の 3 緯下・令 3 条例 44・令 6 条例 46・一部改正)</p>	<p>【道路の変更又は廃止】</p> <p>第 56 条の 6 法第 42 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで、第 2 項及び第 3 項並びに法附則第 5 項の規定による道路を変更し、又は廃止しようとする者は、あらかじめ、市長に申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請に基づいて道路の変更又は廃止をした場合においては、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>3 市長は、第 1 項の申請に基づいて法第 42 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による道路の変更又は廃止をした場合においては、その旨を公告する。</p> <p>(平 12 条例 25・追加、平 15 条例 13・旧第 56 条の 2 緯下・平 22 条例 5・旧第 56 条の 3 緯下・令 3 条例 44・令 6 条例 46・一部改正)</p>
地方自治法第 14 条第 2 項に基づき、道路の変更又は廃止をする場合の手続き規定です。	地方自治法第 14 条第 2 項に基づき、道路の変更又は廃止をする場合の手続き規定です。
<p>● 第 3 項</p> <p>法第 42 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による道路の変更又は廃止をした場合の公告を規定しています。</p>	<p>● 第 3 項</p> <p>法第 42 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による道路の変更又は廃止をした場合の公告を規定しています。</p>

旧	新
なお、指定道路（法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定に係る道路）と法第42条第3項の規定による道路の変更又は廃止をした場合については、法施行規則第10条の規定により公告します。	なお、指定道路（法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定に係る道路）と法第42条第3項の規定による道路の変更又は廃止をした場合については、法施行規則第10条の規定に準じて公告します。